

尾道市公共施設等総合管理計画

平成29年3月
尾 道 市

目次

第 1 章 計画の位置づけ

1 - 1 計画策定の背景と目的.....	- 1 -
1 - 2 計画の位置づけ	- 2 -
1 - 3 対象施設.....	- 3 -
1 - 4 計画期間.....	- 4 -

第 2 章 公共施設等の現状と本市を取り巻く社会状況

2 - 1 ハコモノ系施設の現状.....	- 5 -
2 - 2 インフラ系施設の現状.....	- 11 -
2 - 3 公共施設等の将来更新費用（推計）.....	- 18 -
2 - 4 人口の状況.....	- 20 -
2 - 5 財政の状況.....	- 21 -
2 - 6 市民アンケート結果.....	- 24 -

第 3 章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

3 - 1 現状と課題.....	- 28 -
3 - 2 4つの基本原則	- 29 -
3 - 3 基本原則を踏まえた実施方針	- 30 -
3 - 4 削減目標.....	- 34 -

第 4 章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

4 - 1 市民文化系施設	- 35 -
4 - 2 社会教育系施設	- 36 -
4 - 3 スポーツ・レクリエーション系施設	- 37 -
4 - 4 産業系施設	- 38 -
4 - 5 学校教育系施設	- 39 -
4 - 6 子育て支援系施設	- 40 -
4 - 7 保健福祉系施設	- 41 -
4 - 8 医療福祉系施設	- 42 -
4 - 9 行政系施設	- 43 -
4 - 10 環境衛生系施設.....	- 44 -
4 - 11 市営住宅系施設.....	- 45 -
4 - 12 その他施設	- 46 -
4 - 13 インフラ系施設	- 47 -

第 5 章 計画の推進に向けて

5 - 1 情報の管理・共有の方策と取組体制.....	- 48 -
5 - 2 計画のフォローアップ	- 49 -
5 - 3 計画のロードマップ	- 50 -

第1章 計画の位置づけ

1・1 計画策定の背景と目的

全国的な傾向として、高度経済成長期に整備された多くの公共施設等^{*}は、老朽化や耐震性不足に伴う改修・長寿命化・更新という大きな変革時期を迎えています。また、人口減少や少子高齢化の進行、そして市町村合併など社会構造の変化に伴い、行政サービスに対するニーズや公共施設等に求められる役割も大きく変化しています。

本市は、平成17年（2005年）3月28日に御調郡御調町、向島町と、平成18年（2006年）1月10日に因島市、豊田郡瀬戸田町と合併し、それぞれの市町において所有していた公共施設等を新しい市に引き継ぎました。平成28年（2016年）4月現在、市が所有するハコモノ系施設は779施設、延床面積は約76.8万m²であり、市民1人当たりの延床面積は全国平均を上回っています。また、これから30年の間に、建築後50年を経過する施設が全体の3/4を超えるなど、今後、更新費用の増大が予測されます。

一方、財政面においては、人口減少等による税収の減少や普通交付税の削減が進む中、社会保障費などの増加の影響により、厳しい財政状況が予想されるため、老朽化の進む全ての公共施設等をこのまま維持・更新していくことは困難な状況です。

当市は、豊かな自然や、歴史、文化、風土を背景として、近年では日本遺産の認定を受けるなど、国内外から多くの注目を集め魅力ある地域となっていることも忘れてはなりません。こうした地域の強みを最大限に活かし、行政主体の公共施設サービスのみではなく、民間活力を積極的に活用した地域の創生に繋がる住みやすくて魅力あるまちづくりを行いながら、真に必要な公共サービスを持続可能なものにしていくため、課題を先送りせず、公共施設等における適切な規模や在り方等について見直し、財政負担の軽減・平準化を図ることを目的として、「尾道市公共施設等総合管理計画」を策定します。

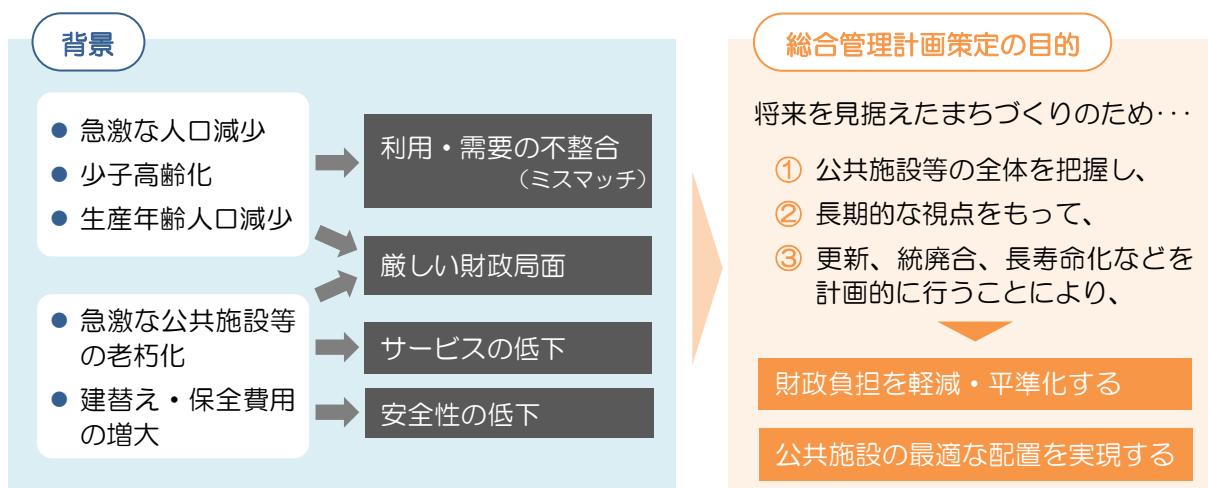


図 計画策定の背景と目的

*公共施設等…本市の保有する財産のうち、ハコモノ系施設（建築系施設）及びインフラ系施設（道路、橋梁、上下水道など）をいう。

1 - 2 計画の位置づけ

本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき策定するものです。

また、本計画は、「尾道市総合計画」で定める本市の都市像を踏まえて策定するとともに、既存の個別施設計画や関連する計画との整合性を図るものとします。

今後、施設類型ごとの管理に関する具体的な実施計画(施設類型別実施計画)を定める場合は、本計画の方針に沿ったものとします。

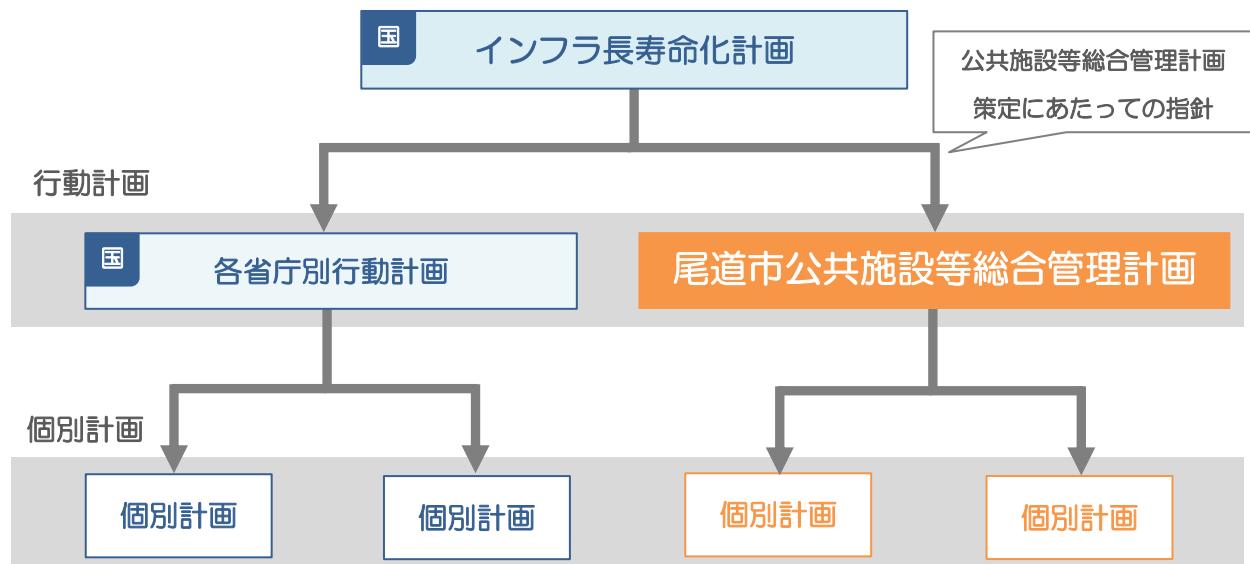


図 計画の位置づけ（国が策定する計画との関連性）

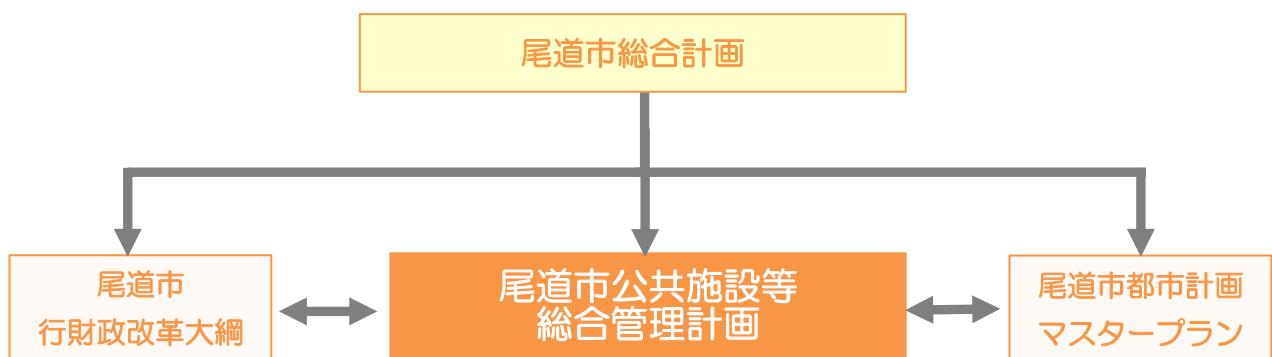


図 計画の位置づけ（尾道市が策定する各種計画との関連性）

1 - 3 対象施設

(1) 対象施設の範囲

本計画の対象範囲は、本市が保有するインフラ系施設を含む全ての公共施設等とします。

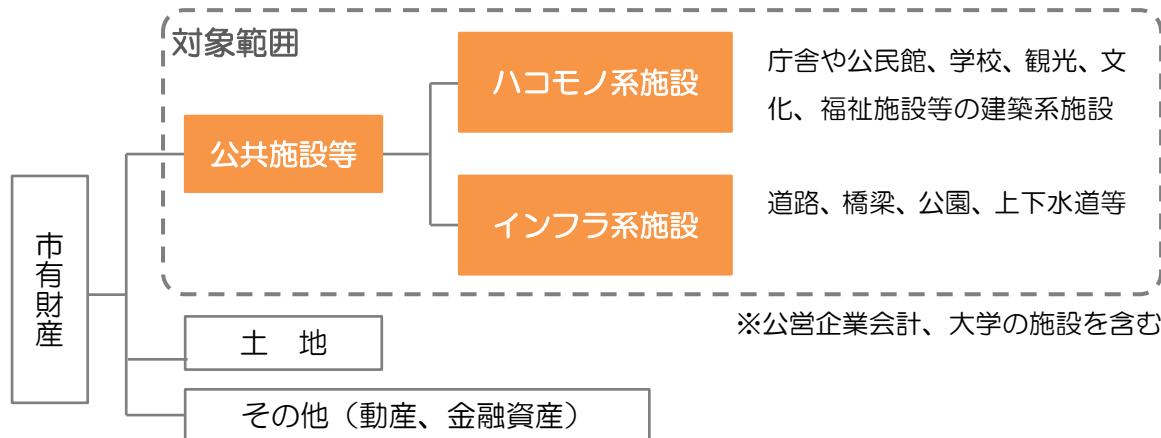


図 計画の対象施設

(2) 対象施設の分類

対象となる施設の分類は以下のとおりです。

表 対象施設の分類

大分類		中分類
ハコモノ系施設	1 市民文化系施設	市民集会系施設、文化振興系施設
	2 社会教育系施設	生涯学習系施設、図書館・博物館系施設
	3 スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設、観光・レクリエーション施設
	4 産業系施設	産業系施設
	5 学校教育系施設	義務教育系施設、その他教育施設
	6 子育て支援系施設	保育施設、幼稚園施設、その他子育て支援施設
	7 保健福祉系施設	保健福祉系施設
	8 医療福祉系施設	医療系施設、病院福祉系施設
	9 行政系施設	行政庁舎施設、その他行政系施設、消防施設
	10 環境衛生系施設	塵芥処理施設、衛生処理施設、上水道施設
	11 市営住宅系施設	市営住宅、単市・その他住宅施設
	12 その他施設	斎場・火葬場、廃止施設、その他施設
インフラ系施設	13 道路	市道、農道、林道
	14 橋梁	橋梁
	15 上水道(管路)	上水道
	16 下水道(管路)	公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水事業
	17 湾港施設	外郭施設、係留施設
	18 渔港施設	外郭施設、係留施設
	19 公園施設	公園施設

1 - 4 計画期間

本計画の計画期間は、平成 29 年度（2017 年度）から平成 58 年度（2046 年度）までの 30 年間とします。

本市の公共施設は、今後 30 年の間に大規模改修や最初の建替え更新の集中する時期が到来することが予測されるため、この時期に具体的な取り組みを行うことが重要となります。

なお、今後の上位・関連計画や社会情勢等の変化などに対応して、柔軟に計画の見直しを行います。

第2章 公共施設等の現状と本市を取り巻く社会状況

2・1 ハコモノ系施設の現状

(1) 機能(用途)別公共施設の保有量

本市が保有するハコモノ系施設の総数は779施設、延床面積の総量は約76.8万m²となっています。これらの延床面積を機能(用途)別に見ると、小中学校から大学まである学校教育系施設が25.0万m²で32.5%、廃止施設などが含まれるその他施設が10.5万m²で13.7%、市営住宅系施設が8.5万m²で11.0%、医療福祉系施設が7.5万m²で9.7%と続き、これらで全体の約2/3を占めています。

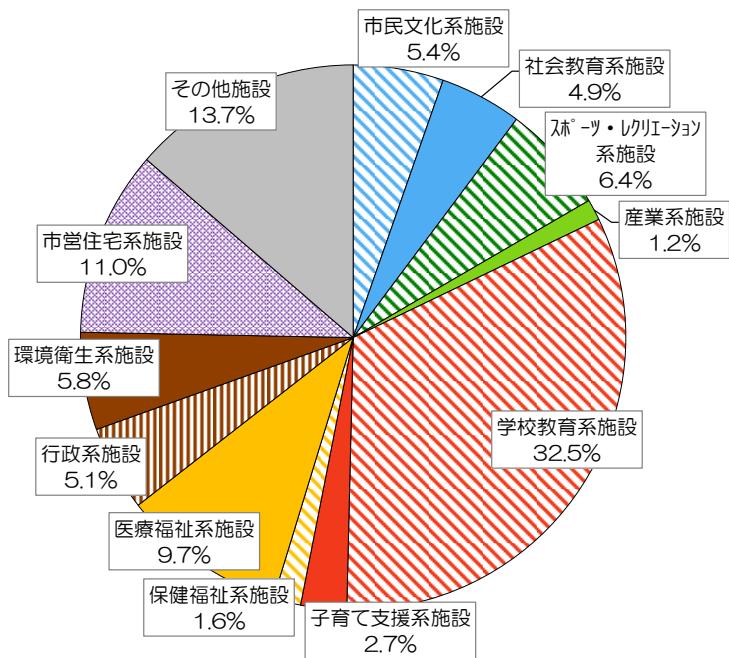


図 ハコモノ系施設の大分類別延床面積割合

表 ハコモノ系施設の保有量

大分類	施設	棟	延床面積	割合
1 市民文化系施設	92	140	41,104.89 m ²	5.4%
2 社会教育系施設	53	77	37,412.73 m ²	4.9%
3 スポーツ・レクリエーション系施設	55	191	49,088.38 m ²	6.4%
4 産業系施設	24	43	9,581.12 m ²	1.2%
5 学校教育系施設	49	405	249,634.54 m ²	32.5%
6 子育て支援系施設	50	55	20,859.09 m ²	2.7%
7 保健福祉系施設	9	23	12,542.95 m ²	1.6%
8 医療福祉系施設	19	59	74,751.90 m ²	9.7%
9 行政系施設	73	198	38,918.22 m ²	5.1%
10 環境衛生系施設	135	191	44,414.02 m ²	5.8%
11 市営住宅系施設	79	332	84,527.27 m ²	11.0%
12 その他施設	141	295	105,029.20 m ²	13.7%
合計	779	2,009	767,864.32 m ²	100.0%

(平成28年4月現在)

(2) 他市との保有量の比較

本市のハコモノ系施設の市民一人当たりの延床面積は、約 4.79 m²となっており、これは平成 24 年（2012 年）1 月に、東洋大学 PPP 研究センターが、全国 981 の自治体を調査した全国平均の 3.42 m² や、本市と人口規模や産業構造が類似する自治体^{*}との平均 3.32 m²よりも多いものとなっています。これは、2 度の合併に伴い、それぞれの地域で保有していた市民ホールや図書館、斎場など、機能が重複する類似施設をそのまま引き継いでいることや、日本遺産やしまなみ海道を背景とする本市の特徴から、美術館をはじめ芸術、文化、観光など数多くの種類の施設を有することに加え、島嶼部を抱える地理的な要因なども重なり、人口規模に対し多くの施設が配置されていると考えられます。全国平均の数値と比較しても、約 1.4 倍の保有量となっており、高い状況にあります。

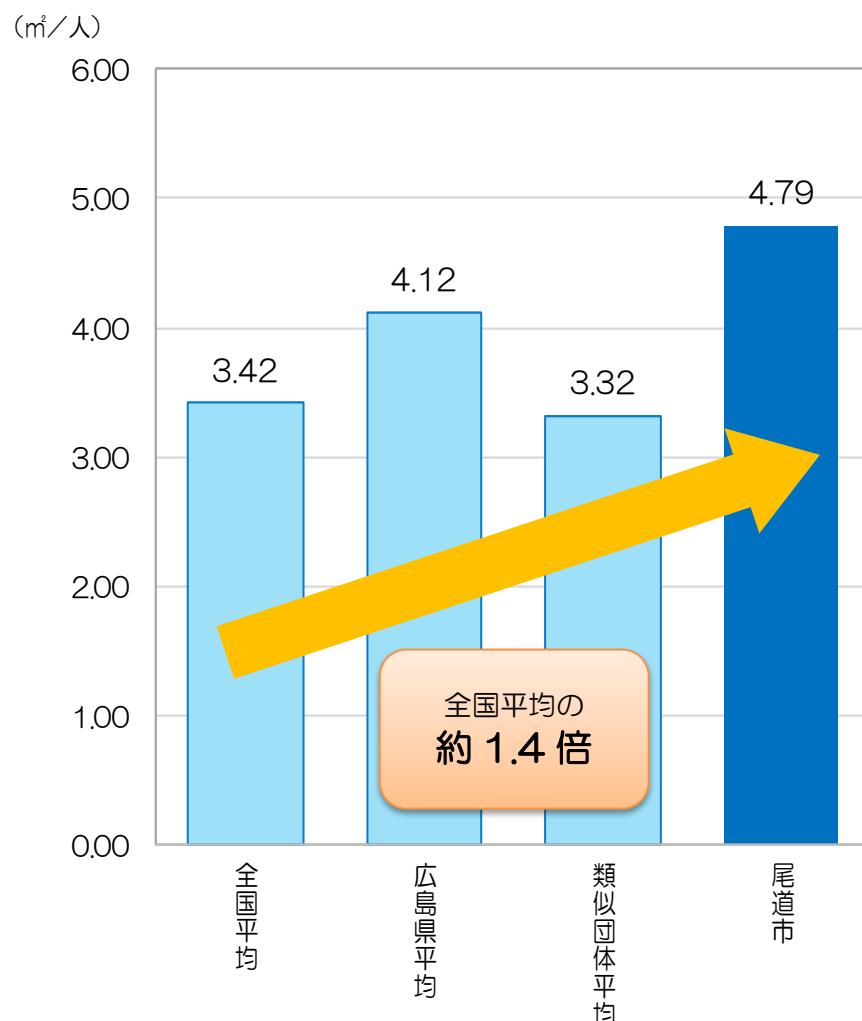


図 市民一人当たり延床面積の近隣自治体との比較

（水道、病院企業会計と大学の延床面積を除く）

^{*}全国平均値：東洋大学 PPP 研究センター「自治体別人口・公共施設延床面積調査」平成 24 年 1 月

広島県平均・類似団体延床面積：総務省「公共施設状況調査年比較表」平成 25 年度

広島県平均・類似団体人口：総務省「住民基本台帳」平成 26 年 1 月

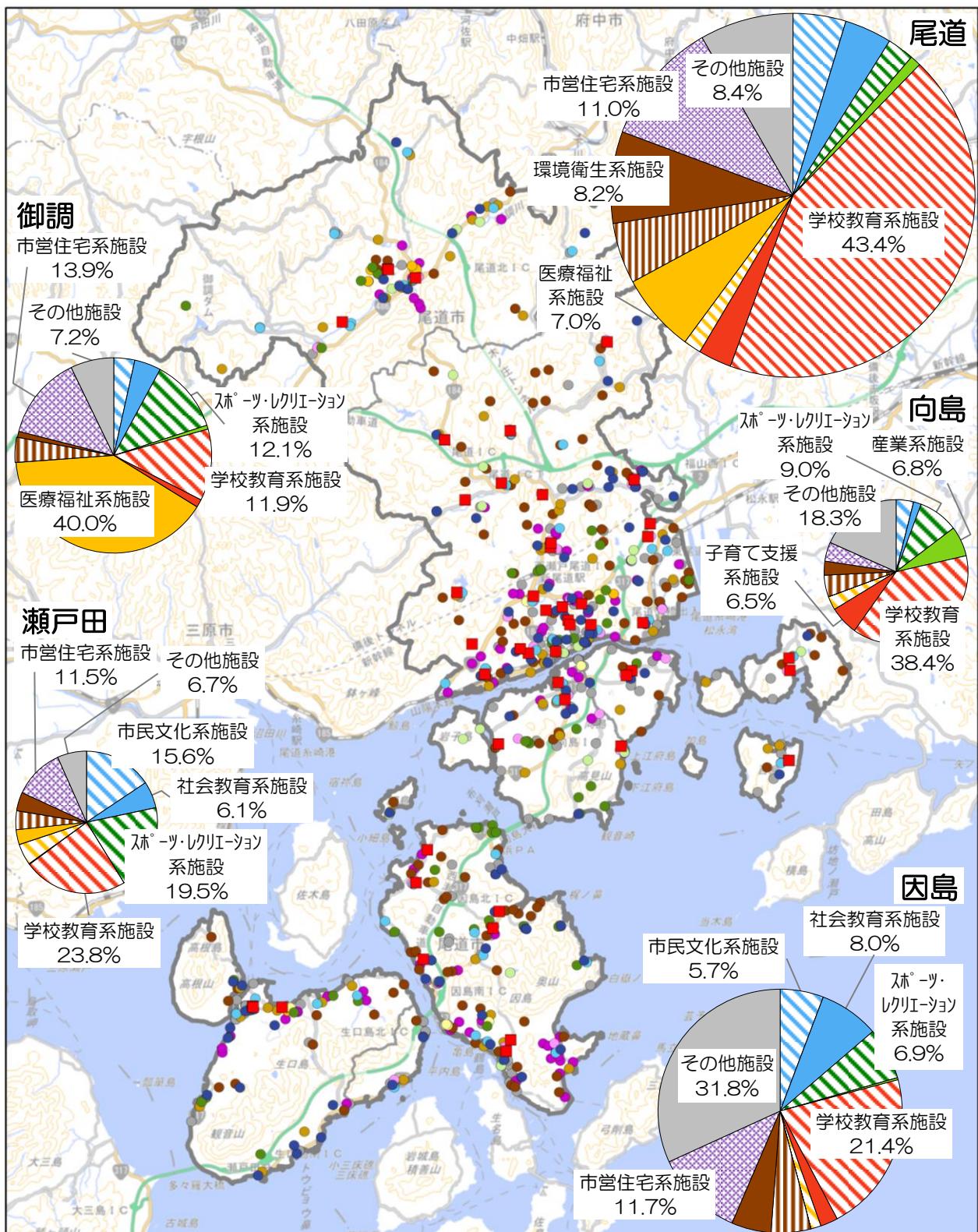
類似団体：総務省「都道府県別団体名一覧表」平成 25 年度（都市類型Ⅲ-1）

(3) 地域別公共施設の保有量

ハコモノ系施設の延床面積を地域別に見ると、尾道地域（旧尾道市）の施設面積が最も多く、38.0万m²で、約半数を占めています。次に、廃止された施設等を含むその他施設の面積が多い因島地域が15.3万m²で19.9%と続き、医療福祉系施設（大分類）の面積が多い御調地域が11.6万m²と続きます。人口割合が最も低い御調地域に多くの施設が集中し、向島地域、瀬戸田地域を合計した延床面積とほぼ同等となっています。合併以前から各地域で整備した公共施設をそのまま引き継いだ経緯から、地域による偏重がみられます。

表 ハコモノ系施設の地域別保有量

大分類 (延床面積m ² 、割合%)	尾道地域 (旧尾道市)	御調地域 (旧御調町)	向島地域 (旧向島町)	因島地域 (旧因島市)	瀬戸田地域 (旧瀬戸田町)
1 市民文化系施設 41,104.89 5.4%	17,845.07 4.7%	4,026.90 3.5%	2,734.02 3.9%	8,787.91 5.7%	7,710.99 15.6%
2 社会教育系施設 37,412.73 4.9%	15,954.13 4.2%	5,099.13 4.4%	1,207.98 1.7%	12,157.02 8.0%	2,994.47 6.1%
3 スポーツ・レクリエーション系施設 49,088.38 6.4%	8,621.15 2.3%	14,104.62 12.1%	6,235.00 9.0%	10,518.97 6.9%	9,608.64 19.5%
4 産業系施設 9,581.12 1.2%	3,673.79 1.0%	761.00 0.7%	4,701.25 6.8%	445.08 0.3%	0.00 0.0%
5 学校教育系施設 249,634.54 32.5%	164,735.28 43.4%	13,796.55 11.9%	26,655.44 38.4%	32,730.70 21.4%	11,716.57 23.8%
6 子育て支援系施設 20,859.09 2.7%	11,218.83 3.0%	1,533.27 1.3%	4,491.96 6.5%	3,528.03 2.3%	87.00 0.2%
7 保健福祉系施設 12,542.95 1.6%	5,954.88 1.6%	0.00 0.0%	2,137.61 3.1%	2,074.29 1.4%	2,376.17 4.8%
8 医療福祉系施設 74,751.90 9.7%	26,600.65 7.0%	46,470.74 40.0%	0.00 0.0%	0.00 0.0%	1,680.51 3.4%
9 行政系施設 38,918.22 5.1%	20,546.96 5.4%	4,826.74 4.2%	3,377.76 4.9%	8,054.18 5.3%	2,112.58 4.3%
10 環境衛生系施設 44,414.02 5.8%	30,988.37 8.2%	1,143.17 1.0%	2,187.36 3.2%	8,005.02 5.2%	2,090.10 4.2%
11 市営住宅系施設 84,527.27 11.0%	41,826.82 11.0%	16,113.44 13.9%	2,965.13 4.3%	17,949.75 11.7%	5,672.13 11.5%
12 その他施設 105,029.20 13.7%	32,027.24 8.4%	8,314.88 7.2%	12,739.99 18.3%	48,663.55 31.8%	3,283.54 6.7%
合計 767,864.32 m ²	379,993.17 49.5%	116,190.45 15.1%	69,433.50 9.0%	152,914.50 19.9%	49,332.71 6.4%
人口【平成27年10月国勢調査】 138,626人	86,234 62.2%	6,987 5.0%	14,028 10.1%	23,350 16.8%	8,027 5.8%
面積 285.11 km ²	111.19 39.0%	82.98 29.1%	18.40 6.5%	39.78 13.9%	32.76 11.5%

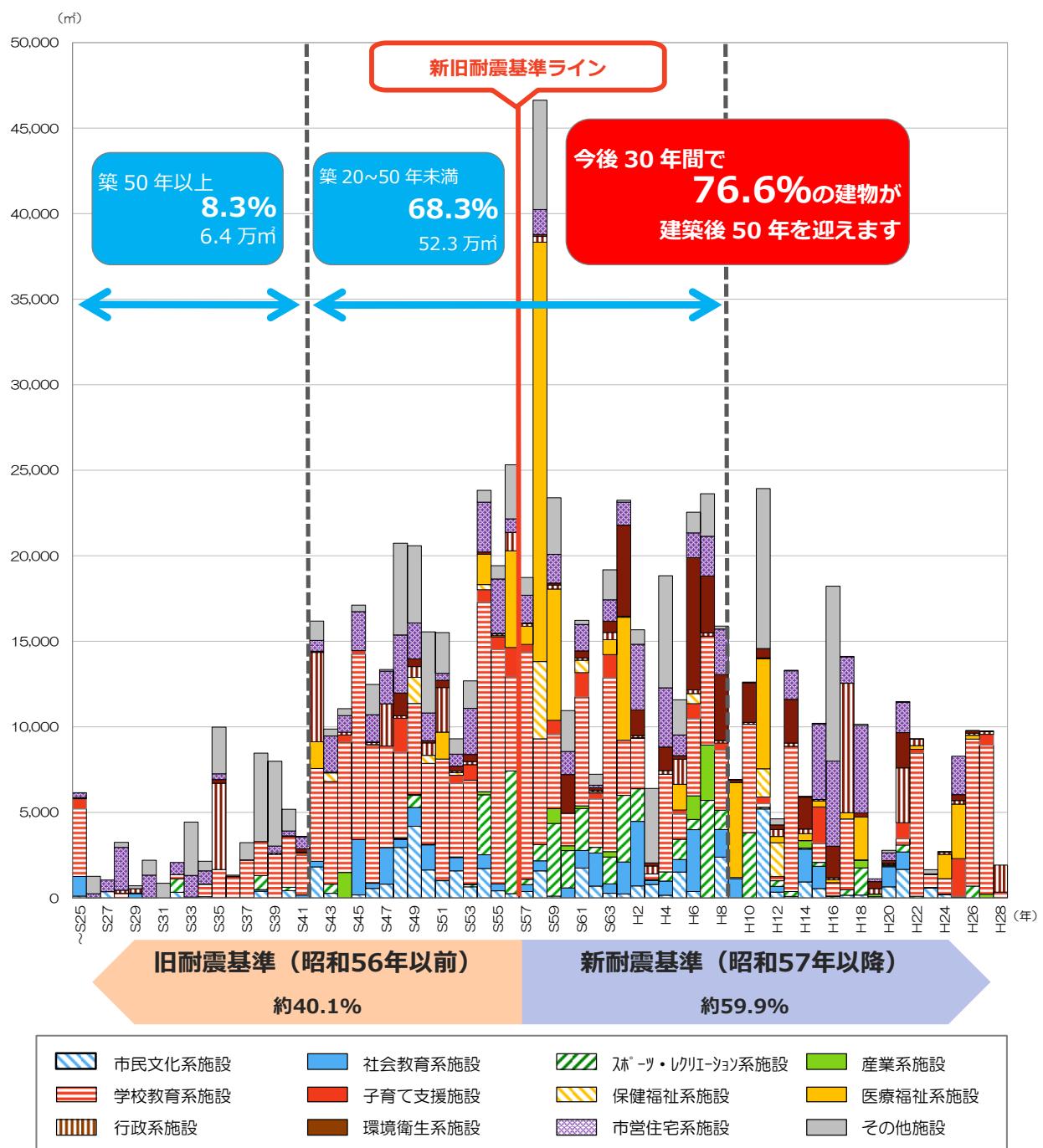


背景図は国土地理院「地理院地図データ」を基に加工

図 ハコモノ系施設の地域分布

(4) 築年数別の状況

これまでに当市が建設した施設を、建築年と施設の大分類ごとに分類しグラフにすると、下の図のようになります。高度経済成長を背景に、昭和40年（1965年）頃から、合併前の2市3町それぞれが、数多くの公共施設を建設してきましたが、これらの施設が、今後一斉に建築後50年を経過し老朽化を迎えることとなります。現在、50年を経過した施設は6.4万m²で8.3%ほどですが、今後10年間で15.2万m²ほど増加し、全体の28.3%となることが、また、30年間では、さらに37.1万m²増加して全体で58.7万m²、76.6%もの施設が、建築から50年以上経過した老朽化施設となり、今後はこれらの施設に対する修繕や建替え、更新について、その財源も含め早急な対応を迫られることとなります。



また、ハコモノ系施設の老朽化については、併せて耐震基準の違いにも注意する必要があります。建築基準法が改正された、昭和56年（1981年）以前に建築された建物は、旧耐震基準での建物であり、本市では、約30.2万㎡（40.1%）の公共施設がこれに該当します。

旧耐震基準の時代に建築された施設を、引き続き使用するにあたっては、耐震性能の確保が求められており、本市ではこれまでに、「尾道市耐震改修促進計画（第2期計画）」に基づき、災害時の防災拠点となる施設等について重点的に優先順位をつけて耐震化に取り組んできましたが、引き続き取り組みを強化していく必要があります。

2・2 インフラ系施設の現状

(1) インフラ系施設の保有量

本市の主なインフラ系施設の保有量は、以下に示す内訳となっています。

表 インフラ系施設の保有量

種 別	内 容	施設数量	
道路 <small>※農・林道については、舗装済の路線を計上しています。</small>	市道路線数	4,307 路線	
	市道実延長	1,354,112.6 m	
	農道路線数	約444 路線	
	農道実延長	約423,370 m	
	林道路線数	約97 路線	
	林道実延長	約91,231 m	
橋梁	橋梁数	796 橋	
	橋梁延長	6,869.1 m	
(上管水路)(道)	上水道	管路延長	1,136.4 km
		耐震適合管整備率	23.2 %
		上水道普及率	93.4 %
(下管水路)(道)	公共下水道	管路延長	81.5 km
		下水道普及率 (※特定環境保全公共下水道含む)	11.9 %
		下水道接続率	81.7 %
	特定環境保全 公共下水道	管路延長	46.8 km
		下水道接続率	89.8 %
	農業集落排水 処理施設	管路延長	8,948.0 m
		排水施設接続率	88.0 %
	漁業集落排水 処理施設	管路延長	3,603.3 m
		排水施設接続率	60.0 %
施港設 湾	港湾施設	外郭施設(防波堤、護岸等)総延長	3,450.8 km
		係留施設(浮桟橋、物揚場等)数	9 施設
漁港施設	漁港施設	外郭施設(防波堤、護岸等)総延長	11.7 km
		係留施設(浮桟橋、荷揚場等)数	22 施設
		その他施設	49 施設
公園施設		総数	197 施設

(平成28年3月末現在)

(2) インフラ系施設の状況

① 道路

本市が管理する道路は、市道で実延長 1,354,112.6m、農道で 423,370m、林道で 91,231m あります。道路は市民生活に直結した施設であり、利用者が減少してもすぐに廃止できる施設ではなく、今後も継続的な補修の費用が必要になると考えられます。

② 橋梁

本市で管理する 796 本の橋梁は、昭和 35 年（1960 年）から昭和 55 年（1980 年）にかけて、集中的に建設され（625 橋、約 79%）、一斉に更新時期を迎えることが予測されています。コンクリート橋（RC 橋、PC 橋及びボックスカルバート）が全体の 85.9%を、また、橋長 15m 以下の橋梁が全体の 87.7%を占めています。尾道市橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、計画的な維持管理に努める必要があります。

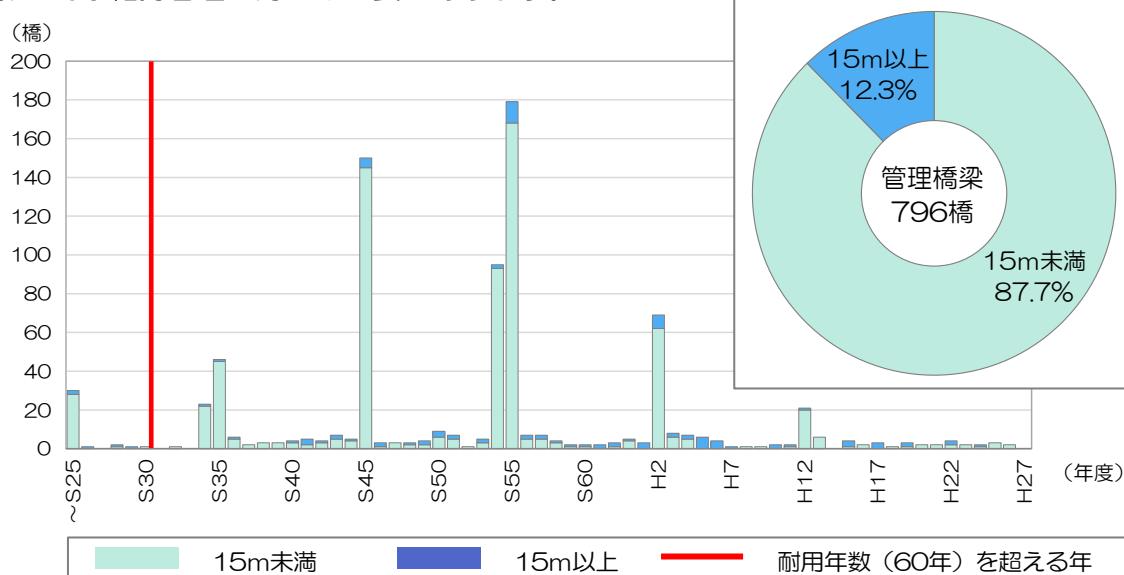


図 橋梁の年度別整備本数

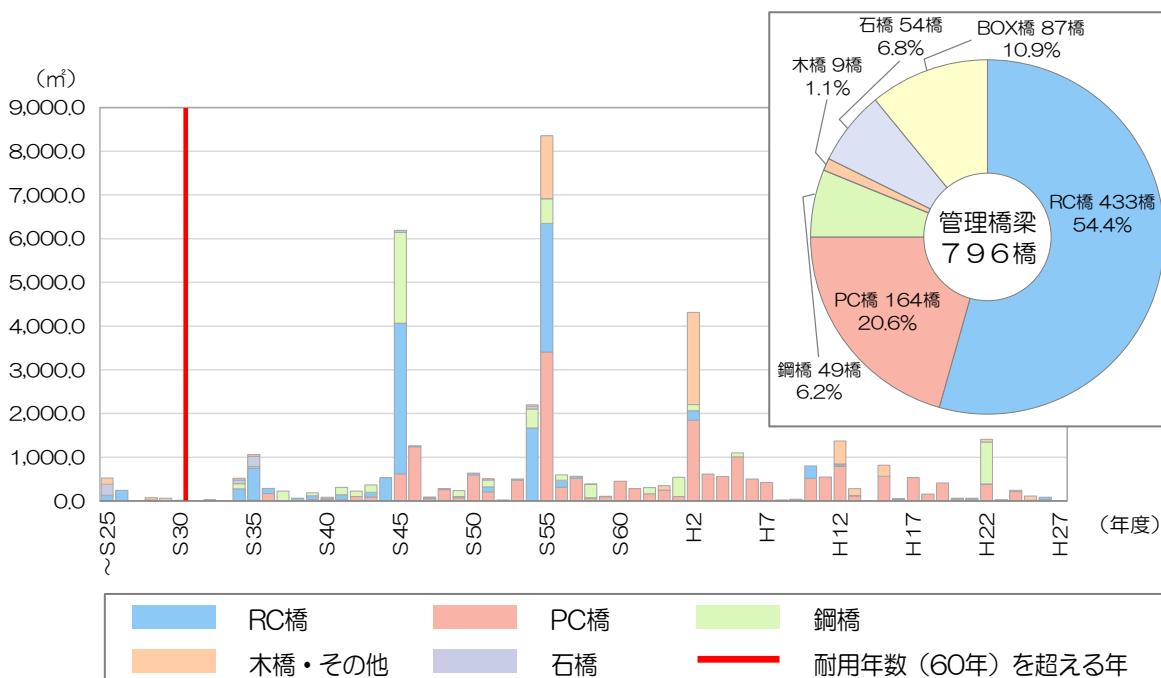


図 橋梁の年度別構造別整備面積

③ 上水道（管路）

本市の水道事業は、大正 14 年（1925 年）、久山田町に築造した貯水池から始まりました。水資源に乏しい本市は、創設以後の近隣町村の合併や市勢の発展による水需要の急速な増加に対処するため、水源の確保や水道施設の拡充等、13 次にわたる拡張事業を行い、水不足の解消に努めてきました。平成 27 年度（2015 年度）末の尾道市水道事業の水源は 2 箇所（休止 1 箇所）、浄水場 2 箇所（休止 1 箇所）、配水池 71 箇所（休止 2 箇所）、ポンプ場 56 箇所（休止 2 箇所）、導送配水管延長 1,136,427m となっており、尾道市水道ビジョン及び水道事業アセットマネジメントに基づいて、老朽化した施設、設備の計画的な維持管理に努める予定としています。

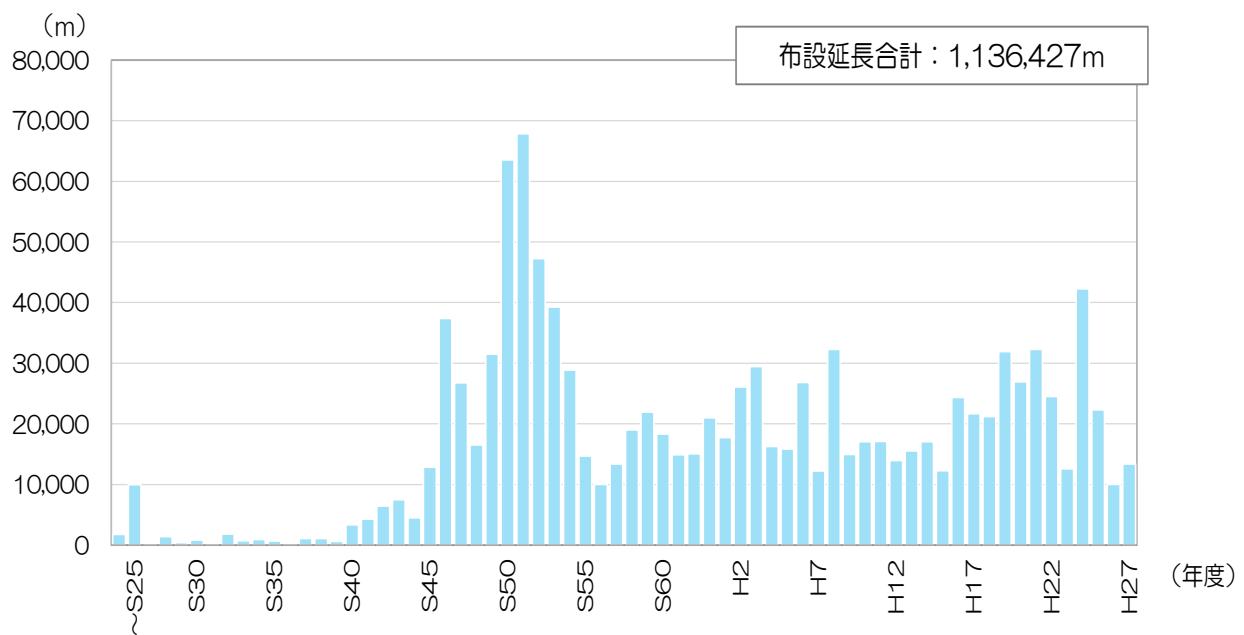


図 上水道（管路）の年度別整備延長

④ 公共下水道、特定環境保全公共下水道（管路）

本市では、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業を行っており、平成27年度(2015年度)末時点で、下水道管の総延長は128,377mとなっています。

下水道管については、昭和58年(1983年)から工事に着手、平成元年(1989年)から順次供用開始しており、比較的新しい施設と言えます。

公共下水道事業では、浄化センターを1施設、ポンプ場等の施設を7施設設置しており、今後は公共下水道ストックマネジメント計画を策定し、その計画に基づき施設、設備の計画的な維持管理を行う予定となっています。

特定環境保全公共下水道事業は浄化センターを2施設、マンホールポンプ場を26施設設置しており、公共下水道と歩調を合わせて、施設、設備の維持管理を行う予定としています。

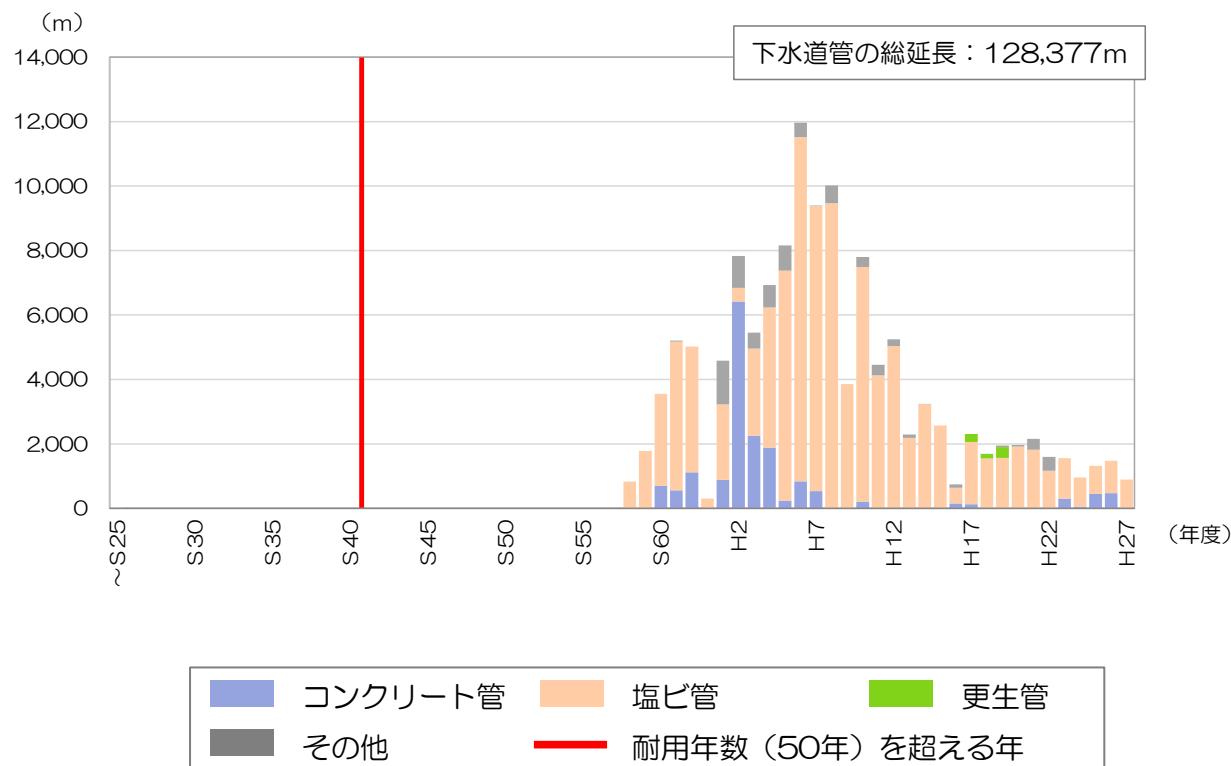


図 下水道の年度別管種別整備延長

第2章 公共施設等の現状と本市を取り巻く社会状況

⑤ 農業集落排水処理施設

本市では、尾道市瀬戸田町御寺宝地地区にて農業集落排水事業（排水管総延長 8,948m）を行っており、平成 4 年度（1992 年度）から平成 7 年度（1995 年度）まで施設整備を行い、翌平成 8 年度（1996 年度）から事業を開始しています。

今後は、「農業集落排水施設最適整備構想」を基に定期的な点検等を実施し、公共下水道と歩調を合わせて、維持管理していく予定としています。

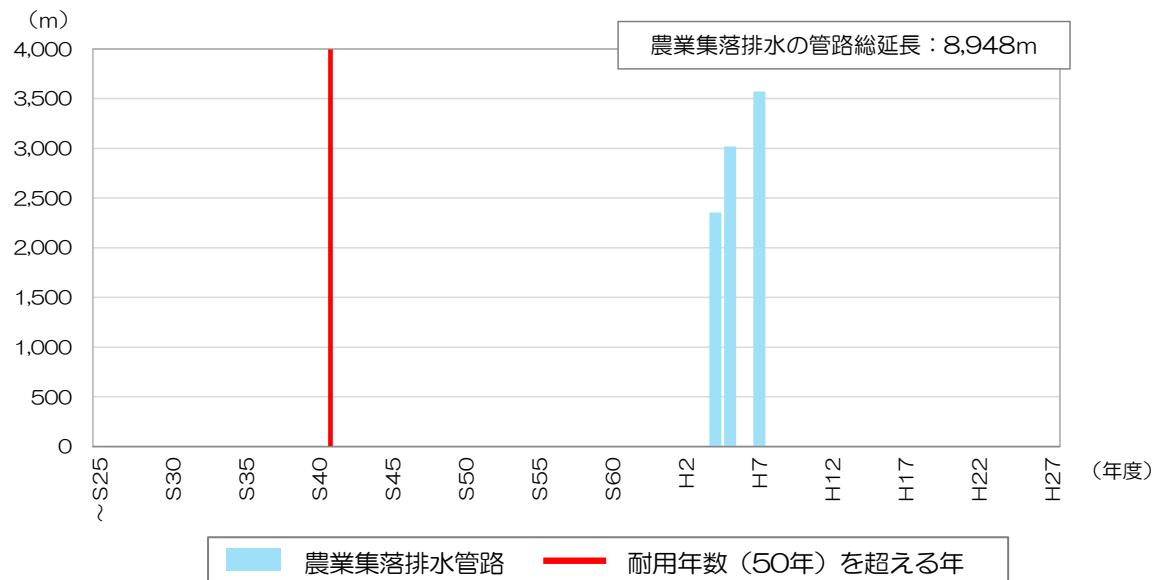


図 農業集落排水（管路）の年度別整備延長

⑥ 漁業集落排水処理施設

本市では、尾道市向東町大町地区にて漁業集落排水事業（排水管総延長 3,603m）を行っており、平成 14 年度（2002 年度）から工事に着手、平成 19 年度（2007 年度）から供用開始しており、比較的新しい施設と言えます。

農業集落排水事業と共に、公共下水道と歩調を合わせて、維持管理していく予定としています。

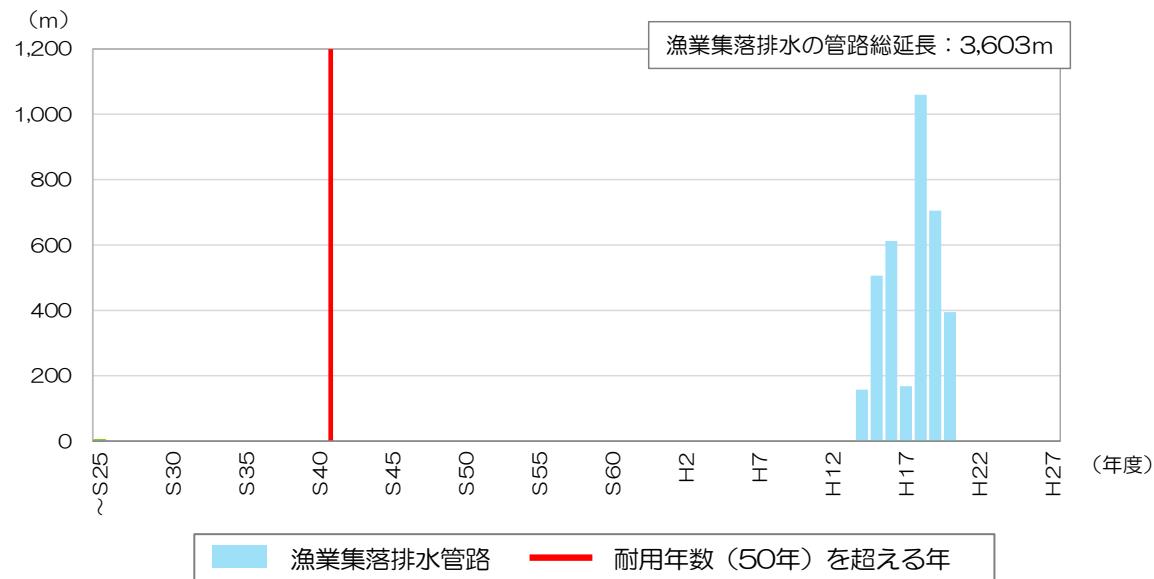


図 漁業集落排水（管路）の年度別整備延長

⑦ 港湾施設

本市は、地方港湾福田港及び棕浦港の港湾管理者であり、管理施設は、全体で34施設となっています。そのうち、国の省令に基づき、維持管理計画の策定対象としている施設（技術基準対象施設）は、32施設であり、その内訳は、次のとおりです。

また、主要な港湾施設の約7割が昭和50年（1975年）代までに建設されており、老朽化が進みつつあるといえます。

現在、維持管理計画を策定中であり、今後はその計画に基づき計画的で適切な維持管理に努めています。

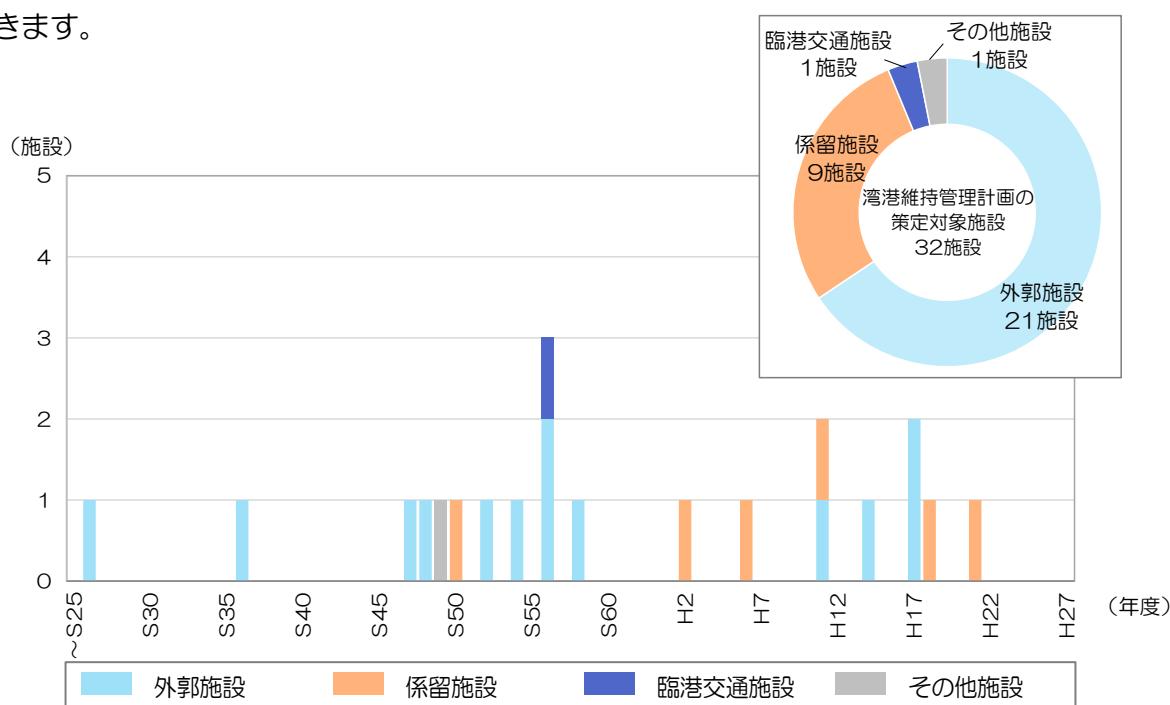


図 湾港施設の年度別種別整備量

⑧ 漁港施設

本市は8つの漁港を管理しており、管理施設は外郭施設164施設をはじめ、全体で235施設となっています。各漁港とも開設から60年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいます。

表 漁港施設一覧

漁港	外郭施設		係留施設	その他
	合計	延長(km)		
西浦	20	0.4	4	2
鏡浦	17	0.5	3	4
大町	15	0.5	0	2
干汐	20	2.2	3	4
立花	39	3.0	1	4
串浜	19	2.2	2	6
海老	29	2.1	5	16
泊	5	0.9	4	11
合計	164	11.7	22	49

第2章 公共施設等の現状と本市を取り巻く社会状況

⑨ 公園施設

本市が管理する公園施設は、都市公園、児童遊園地など、合わせて 197 施設、約 551 h a あります。

市民の憩いの場であると同時に、公衆便所や遊具、ベンチ等の有無、利用状況も様々で、総じて老朽化が進みつつあるため、本市では平成 24 年度（2012 年度）、「尾道市都市公園長寿命化計画」を策定し、今後も施設の計画的で効率的な維持管理に努めていきます。

表 公園施設一覧

	都市公園	児童遊園地	その他公園施設
施設数	90	75	32

2・3 公共施設等の将来更新費用（推計）

本市には、数多くのハコモノ系施設と生活に欠かすことのできないインフラ系施設がありますが、この施設を、全て一定の条件で大規模改修、建替・更新を行うとした場合、向こう40年間で、ハコモノ系施設で、3,180億円、インフラ系施設で1,703億円、合計すると4,883億円になることが、総務省提供の財団法人自治総合センター更新費推計ソフトによる更新費用の推計によりわかりました。これを1年間の平均とすると、毎年122.1億円の費用が必要となります。

一方で、過去5年間における本市の維持更新に係る経費の平均は、101.8億円ですので、毎年20.3億円の差が生じることになります。特に、平成55年度（2043年度）から57年度（2045年度）までの間は、毎年約160億円程度の更新費用のピークを迎えることになります。

のことからも、更新経費の年度による偏重を抑えて平準化を図るとともに、維持更新経費そのものを縮減させていく必要があります。既存施設の長寿命化を図りながら、施設の統合、集約等により、施設総量の抑制を行うなど、公共施設のマネジメントが必要となります。

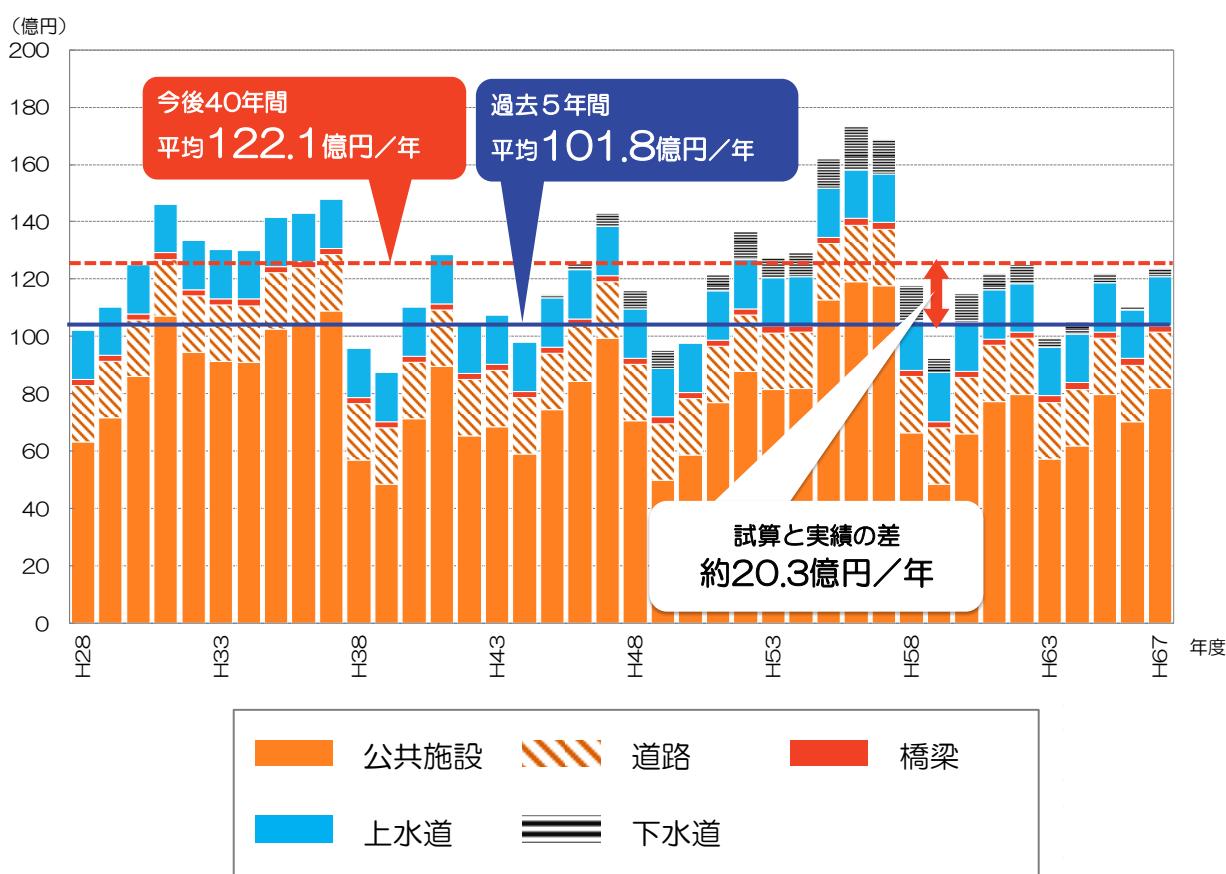


図 公共施設等将来更新費用推計

第2章 公共施設等の現状と本市を取り巻く社会状況

【試算条件は下記のとおり】

- ・調査時点（平成28年度（2016年度））と同じ保有量を今後も維持することとし、推計条件は表1のとおりとする。ハコモノ系施設及び道路、上下水道については更新費用（円）＝将来年次別更新ストック量（m²）×更新単価（円/m²）とする。道路、上下水道については、総面積又は総延長を耐用年数で割った値を1年間の更新量と仮定する。

表1 対象分野別の推計条件

対象分野	耐用年数	単価	精度	備考
ハコモノ系施設	<建替え> 実施年数：建築後60年 建替え期間：3年間 <大規模改修> 実施年数：建築後30年 改修期間：2年間	表2参照	年次別整備量 (延床面積)	総務省提供の公共施設等更新費用試算ソフトによる推計
道路	15年	4,700円/m ²	総面積	
橋梁				尾道市橋梁長寿命化修繕計画（平成28年3月）参照
上水道				尾道市水道事業アセットマネジメント参照
下水道	50年	表3参照	管種別	総務省提供の公共施設等更新費用試算ソフトによる推計

表2 ハコモノ系施設更新単価

ハコモノ系施設	建替え単価	大規模改修単価
市民文化系施設	40万円/m ²	25万円/m ²
社会教育系施設	40万円/m ²	25万円/m ²
スポート・レクリエーション系施設	36万円/m ²	20万円/m ²
産業系施設	40万円/m ²	25万円/m ²
学校教育系施設	33万円/m ²	17万円/m ²
子育て支援系施設	33万円/m ²	17万円/m ²
保健福祉系施設	36万円/m ²	20万円/m ²
医療福祉系施設	40万円/m ²	25万円/m ²
行政系施設	40万円/m ²	25万円/m ²
環境衛生系施設	36万円/m ²	20万円/m ²
市営住宅系施設	28万円/m ²	17万円/m ²
その他施設	36万円/m ²	20万円/m ²

表3 下水管種別更新単価

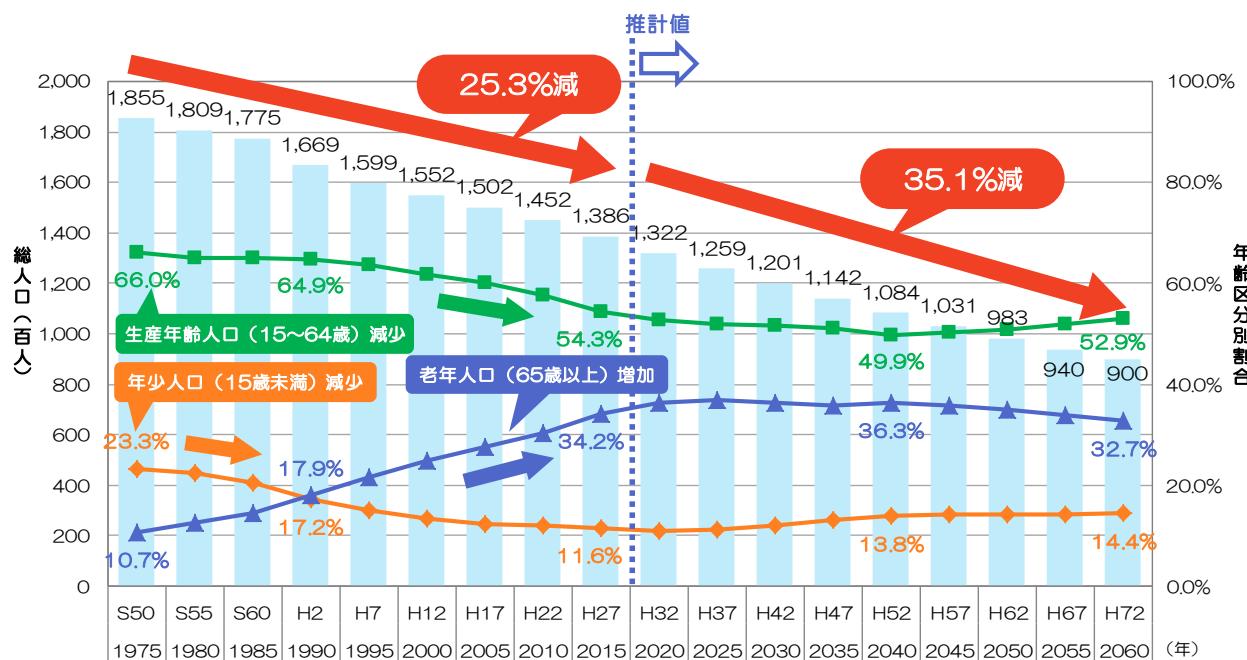
管種	単価
コンクリート管	124千円/m
陶管	124千円/m
塩ビ管	124千円/m
更生管	134千円/m
その他	124千円/m

2・4 人口の状況

本市の平成 27 年（2015 年）の国勢調査人口は、138,626 人で、平成 22 年（2010 年）から 5 年間で 6,576 人減少しています。

また、長期的な視点で見ても、昭和 50 年（1975 年）の 185,503 人（旧 2 市 3 町合計）を最大に、これまで 40 年間、人口減少が続いている、その減少率は 25.3% となります。この間、少子高齢化も進み、15 歳未満（年少人口）の割合は、昭和 50 年（1975 年）の 23.3% が 11.6% へと半減する一方、65 歳以上（老人人口）の割合は、10.7% が 34.2% へと約 3 倍になっています。

日本全体が人口減少に転じた今日の現状から、今後も人口減少、少子高齢化が進むことは避けられない中で、本市は「尾道市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」と「尾道市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「2040 年（平成 52 年）に人口規模 11 万人維持」を目指しています。



資料：総務省「国勢調査」（～平成 27）／「尾道市人口ビジョン」（平成 27～）

図 人口の現状・将来展望

2 - 5 財政の状況

(1) 歳入の見込み

平成 28 年度(2016 年度)に作成した財政運営見通しによると、本市の平成 27 年度(2015 年度) 普通会計の歳入総額は約 615.9 億円となっています。このうち、一般財源の地方交付税は 153.7 億円で、歳入総額の約 25%を占めています。今後の歳入見通しとしては、地方交付税の多くを占める普通交付税(平成 27 年度約 136.4 億円)の優遇措置*が段階的に縮減され、平成 33 年度(2021 年度)には終了することとなっており、人口減少等による税収の減などと相まって、平成 32 年度(2020 年度)では歳入総額を 20.1 億円減額の、595.8 億円と見込んでいます。

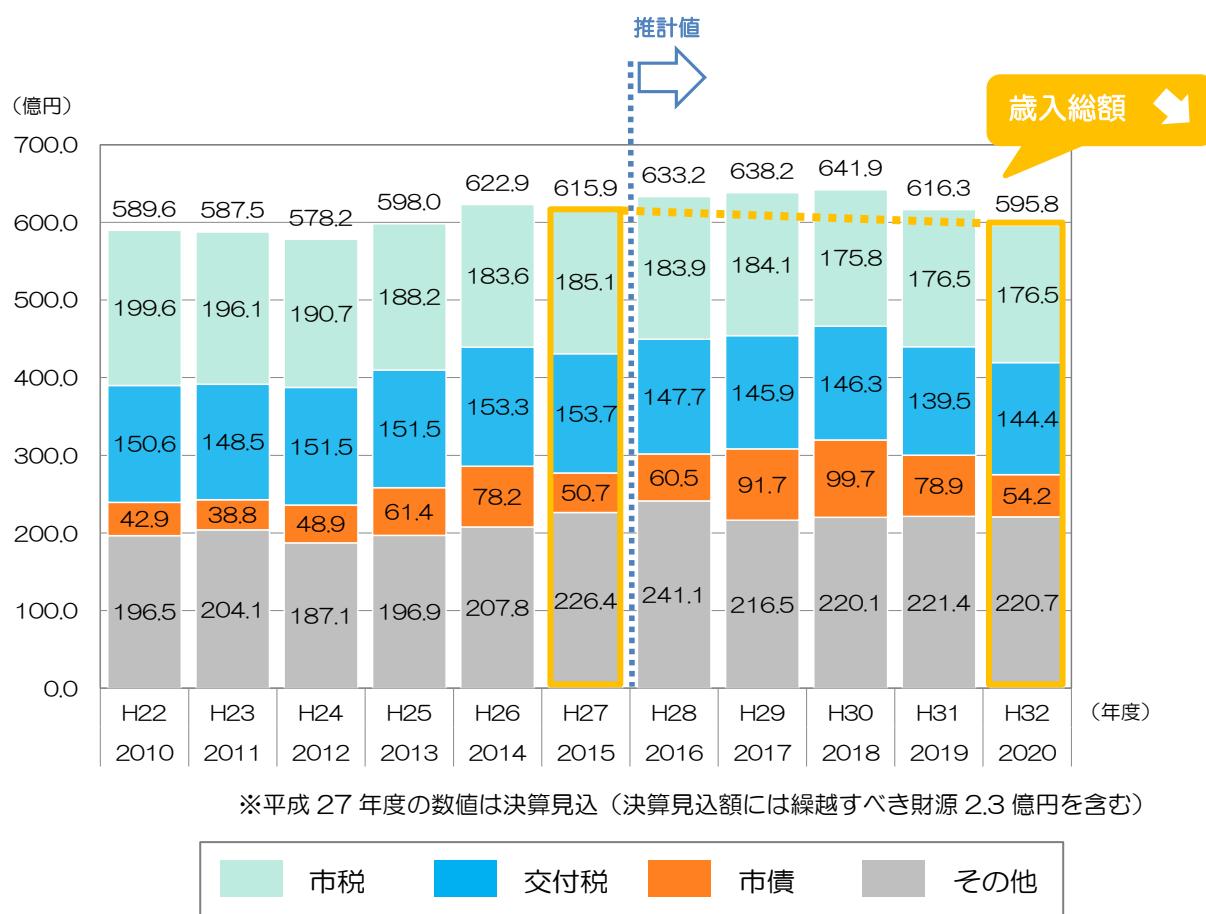
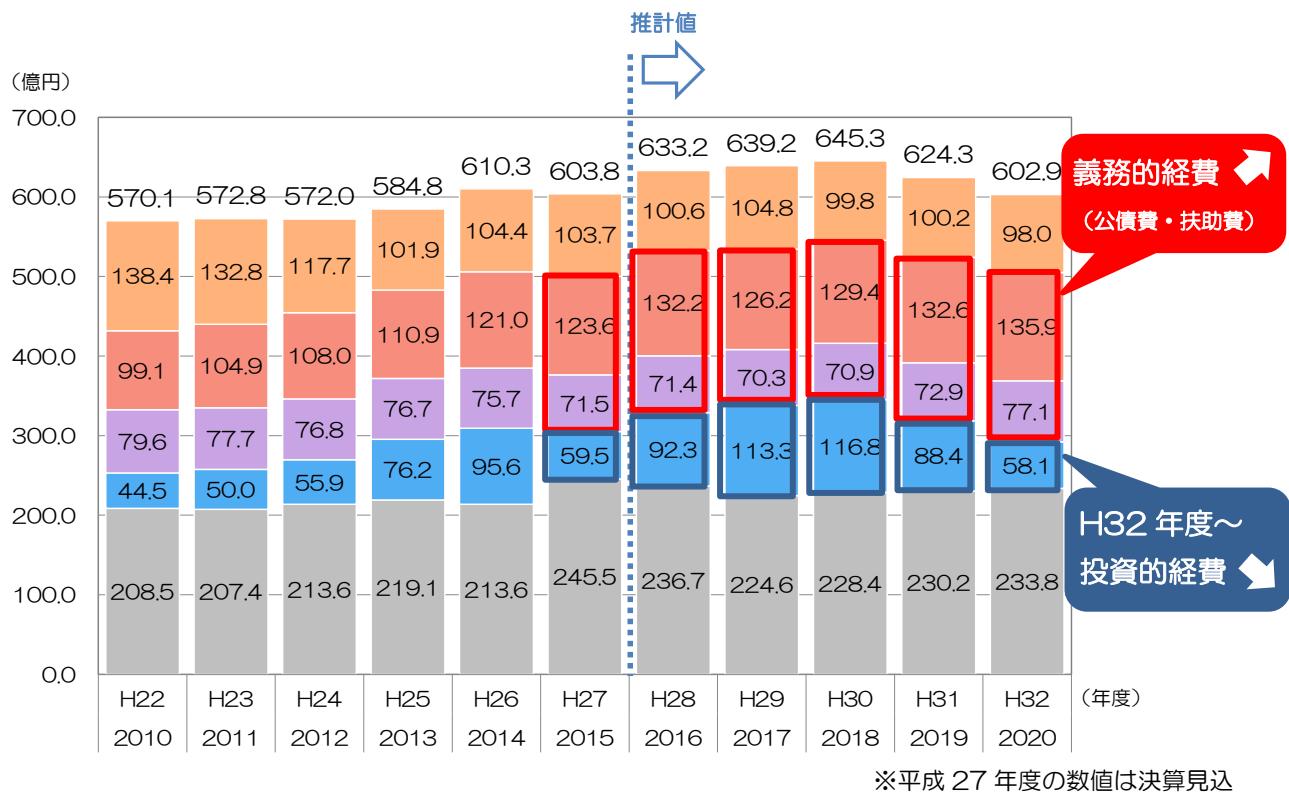


図 歳入の見通し

*普通交付税優遇措置…合併市町村の財政運営の円滑化を図るため、合併後 10 年間は合併前の旧市町毎に算定される額の合計額を下回らないよう優遇されるもの。その後 5 年間で額が段階的に縮減され、平成 33 年度で優遇措置が終了する。

(2) 歳出の見込み

歳出の見通しを構成別に見ると、高齢化の進展などにより義務的経費である公債費・扶助費は増額を見込んでいます。これを受け、投資的経費は減額を見込んでいます。



資料：決算カード（平成 22～平成 27 年度）
尾道市財政運営見通し（平成 28～平成 32 年度）

図 歳出の見通し

(3) 財政指標

◎ 財政力指数

財政力指数は平成24年度（2012年度）から変化しておらず、類似団体平均よりも低い水準で推移しています。

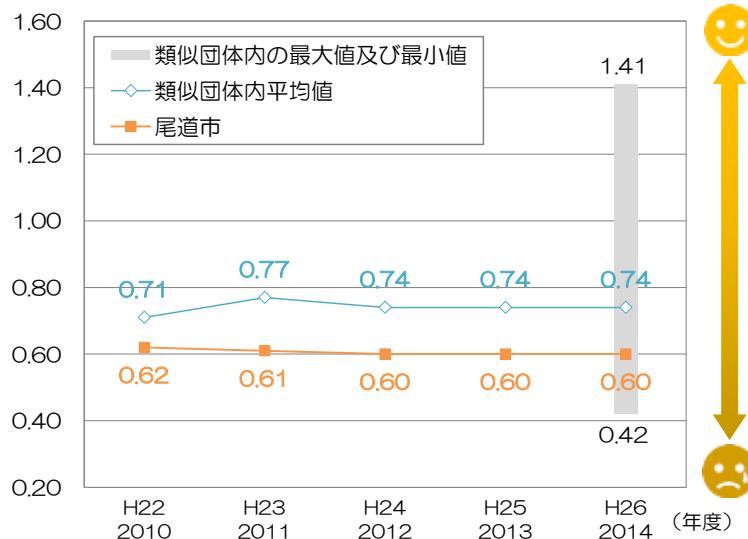


図 財政力指数

財政力指数とは

地方公共団体の収入額と需要額を比較したもので、収入額のほうが需要額と比べて多いほど財政力指数は高くなり、財政が豊かであるといえます。

$$\text{財政力指標} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

標準的な収入
標準的な行政を行うために必要な経費

資料：平成26年度財政状況資料集

◎ 経常収支比率

経常収支比率は、毎年類似団体平均よりも高い水準で推移しています。

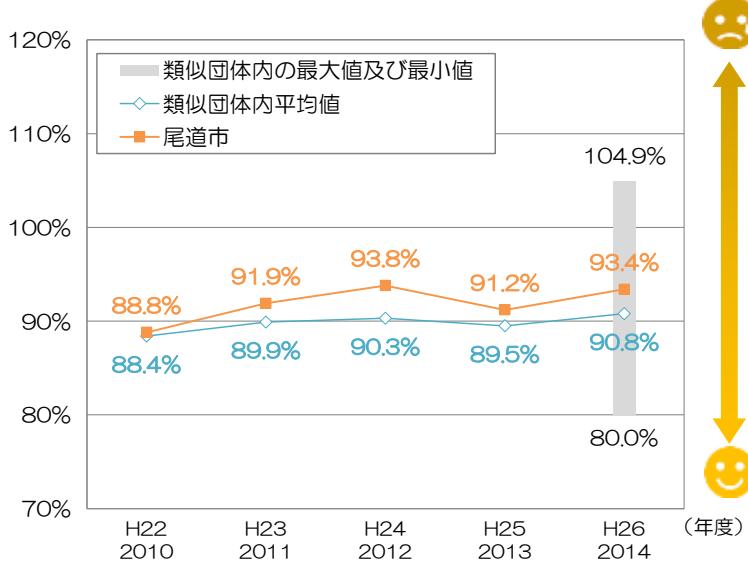


図 経常収支比率

経常収支比率とは

経常的な収入のうちどんな経費にも充てることができる一般財源が、どの程度経常的な支出に充てられているかを表したもの。経常収支比率が低いほど、新しい行政需要に対応する余裕がある（＝財政構造の弾力性がある）といえます。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的経費} - \text{経常特定財源}}{\text{経常一般財源}}$$

毎年決まって出て行く支出
毎年決まって入ってくる収入

資料：平成26年度財政状況資料集

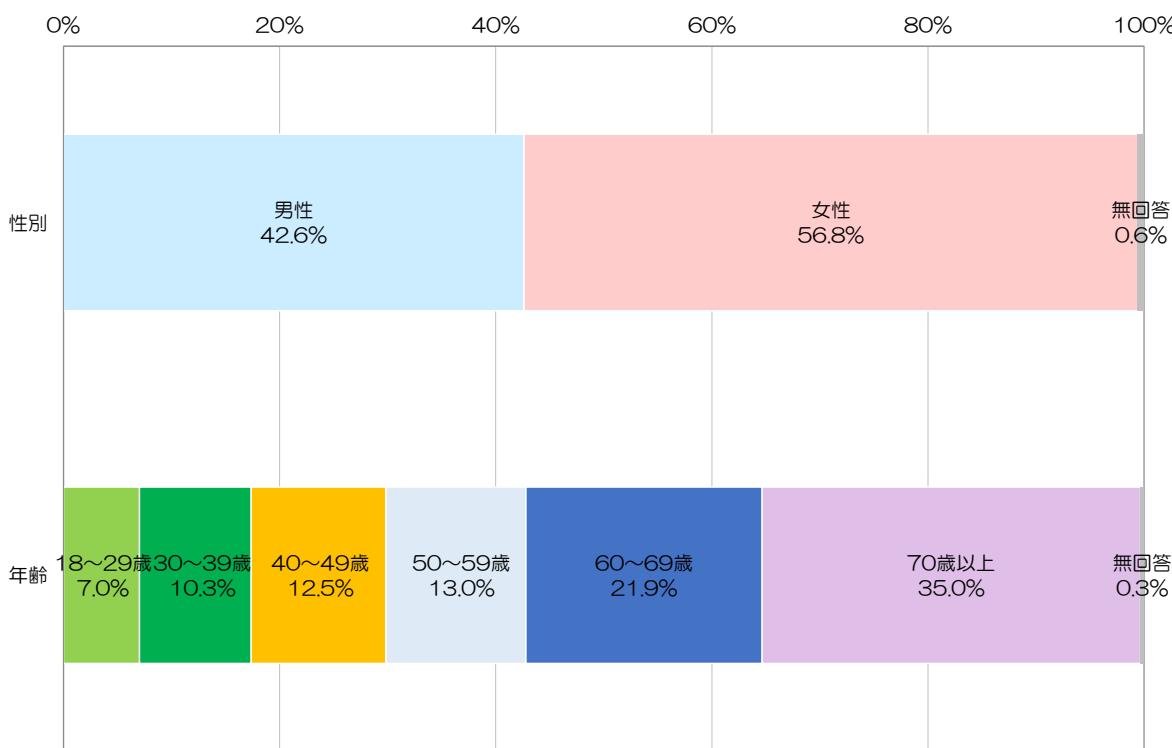
2・6 市民アンケート結果

<アンケート調査概要>

市民アンケート 調査概要	平成28年2月、総合計画策定に係る市民満足度調査に併せて、公共施設に関するアンケート調査を実施しました。本アンケート調査の概要及び回答状況は以下のとおりです。
調査地域	尾道市内
調査対象	市内の18歳以上の市民3,000人(男女)
調査実施期間	平成28年2月2日(火)発送、2月26日(金)締切
回収数	1,180件 回収率:39.3%
回答状況	全ての設問で複数回答を可能としたため、割合は全体人数に占める選択者の割合となっている。

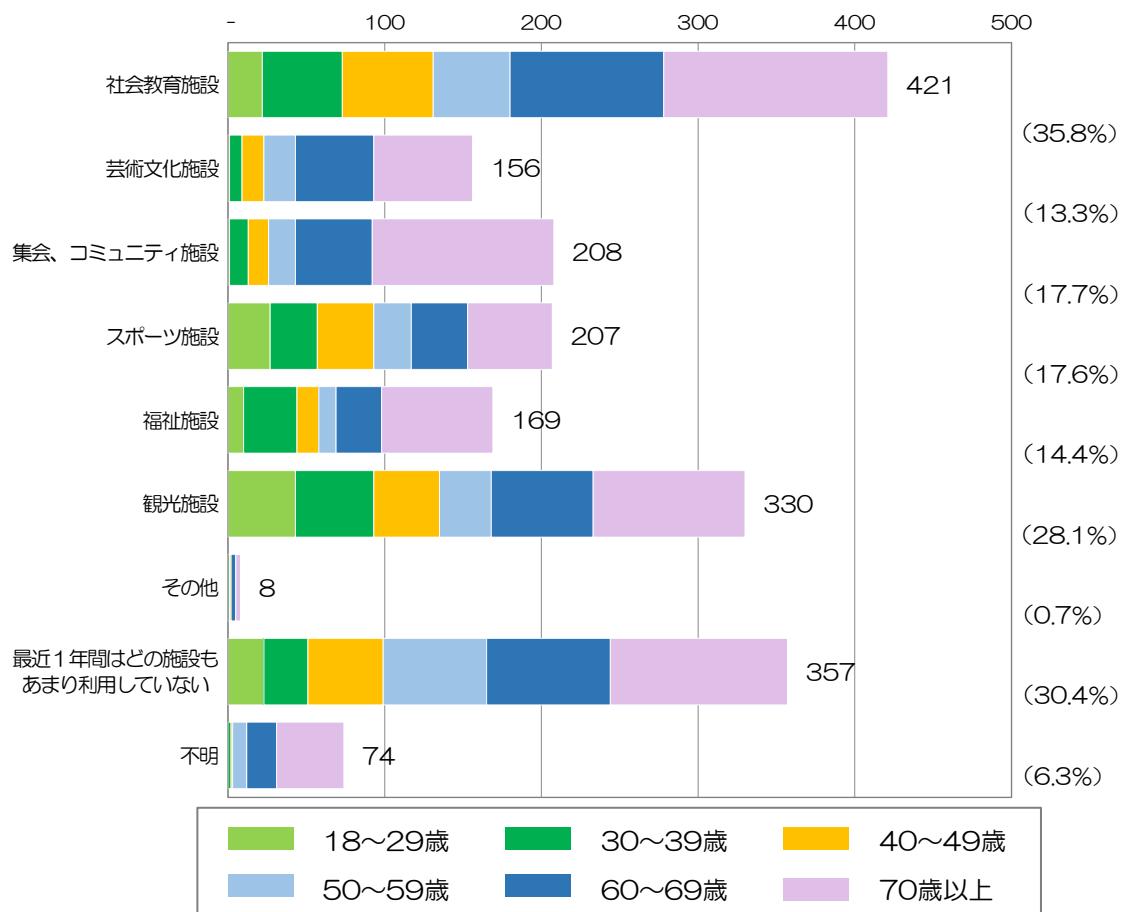
<性別・年齢構成>

		(人)						
年齢構成	合計	18~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	無回答
人	1,180	83	122	147	153	258	413	4
%	100.0	7.0	10.3	12.5	13.0	21.9	35.0	0.3



(1) よく利用する公共施設

あなたがよく利用する公共施設は次のうちどれですか。 (○印はいくつでも)

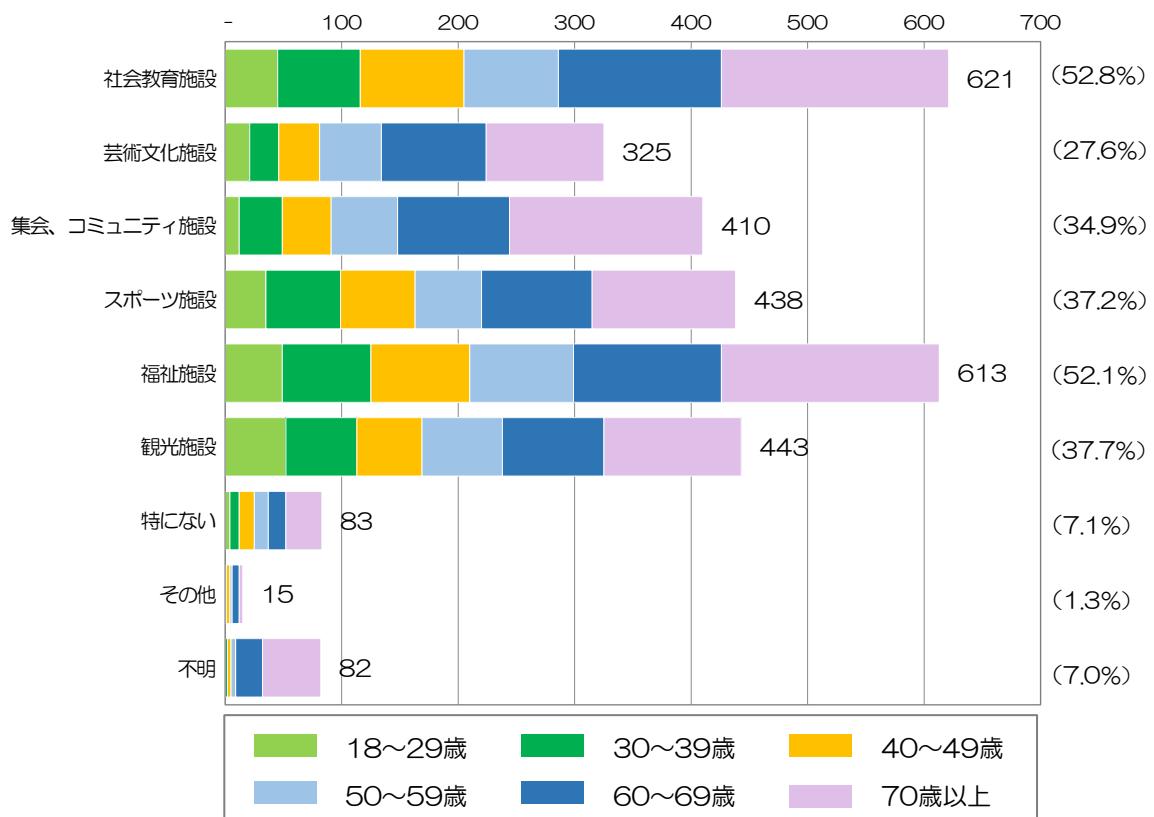


- 1 社会教育施設（公民館、図書館、生涯学習センター等）
- 2 芸術文化施設（美術館、市民ホール等）
- 3 集会、コミュニティ施設（集会施設、いきいきサロン等）
- 4 スポーツ施設（体育館、スポーツ広場等）
- 5 福祉施設（総合福祉センター、保育所、子育て支援施設等）
- 6 観光施設（千光寺公園、ふれあいの里、因島アメニティ公園、サンセットビーチ等）
- 7 その他
- 8 最近1年間はどの施設もあまり利用していない

すべての年齢層で社会教育施設が高い割合を示す一方、約3割の市民が、最近1年間はどの施設もあまり利用していないを選択しています。

(2) 重要と思う公共施設

あなたが重要と思う公共施設は次のうちどれですか。 (○印はいくつでも)

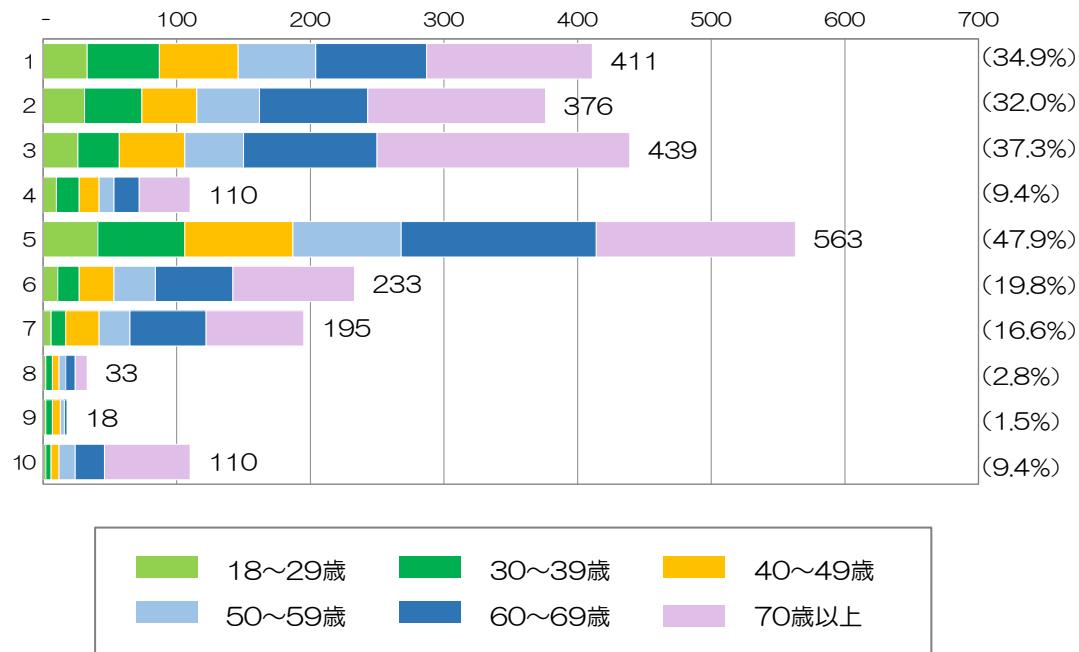


- 1 社会教育施設（公民館、図書館、生涯学習センター等）
- 2 芸術文化施設（美術館、市民ホール等）
- 3 集会、コミュニティ施設（集会施設、いきいきサロン等）
- 4 スポーツ施設（体育館、スポーツ広場等）
- 5 福祉施設（総合福祉センター、保育所、子育て支援施設等）
- 6 観光施設（千光寺公園、ふれあいの里、因島アメニティ公園、サンセットビーチ等）
- 7 特になし
- 8 その他

利用しない市民も含め、重要と捉える施設を尋ねたところ、社会教育施設、福祉施設が50%を超えて高い割合を示しました。また、公園（観光施設）やスポーツ施設にも一定の支持が集まりました。

(3) 今後の公共施設の建替えや維持管理について

今後、人口減少等を背景とした厳しい財政状況が続く中で、公共施設の老朽化も進み、維持費が増え、これまでどおり維持していくことが難しくなる恐れがあります。今後の公共施設の建替えや維持管理について、どのようにしていくべきとお考えですか。（○印はいくつでも）



- 1：複数の公共施設を1つに集約して、建替えや維持管理経費を最低限に抑える
- 2：しっかり維持していく公共施設を決めて、他の公共施設の維持は最小限にする
- 3：大きな補修や修繕となる前に事前に小さな補修をして、公共施設を長持ちさせる
- 4：開館時間の短縮などにより運営費を削減し、維持補修などの費用に充てる
- 5：民間事業者のノウハウを活用し、少ない経費で施設運営する方法を研究・推進する
- 6：地域で使う施設については、自治会等に引き渡し、地域に運営を委ねる
- 7：利用者が負担する利用料金を引き上げて、維持補修などの費用に充てる
- 8：広く市民が負担する税金を引き上げて、維持補修などの費用に充てる
- 9：その他
- 10：不明

民間事業者のノウハウを活用し、少ない経費で施設運営する方法を研究・推進するが約半数を占めました。（指定管理者制度等の民間活力の活用）
また、大きな修繕になる前に事前に小さな補修をして、公共施設を長持ちさせると、複数の公共施設を1つに集約して、建替えや維持修繕経費を最低限に抑えるが続いており、施設の予防保全、長寿命化と施設の統合集約、複合化など総量を抑制して経費負担の軽減を推す声が高い結果となりました。

第3章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本市における、公共施設等の現状と更新費用の見通し、人口・財政状況及び市民の皆様の意見を基にして、公共施設等に対する課題と取り組むべき方向性を次のとおり整理しました。

3 - 1 現状と課題

表 公共施設等における現状と課題及び取り組むべき方向性

視点	課題						取り組むべき方向性
	キーワード	内 容	量	質	サ ー ビ ス	コ 料	
公共施設	施設数、棟数	合併により類似する施設が数多く存在する 多種多様な種類の施設が多く存在する	○				▶ 保有量の適正化 (施設集約化、複合化の検討)
		地域により施設配置に偏りがある	○				▶ 施設圏域、施設配置の見直し
	延床面積	市民一人当たりの延床面積が大きい	○		○	▶	保有量の適正化 (施設統廃合の検討)
	老朽化	高度経済成長期に整備された施設が、築後50年を経過するなど老朽化が進行している	○		○	▶	保有量の適正化 (施設統廃合の検討)
				○	○	▶	点検・診断 維持管理・修繕・更新等 長寿命化
	機能性、安全性	省エネ、転倒防止、障害者等への配慮など機能面の強化が求められている(機能性の低い施設がある)		○		▶	機能性の確保
		南海トラフ巨大地震や集中豪雨などに備えた耐震性能の確保、強化が求められている		○		▶	耐震化 安全確保
人 口	人口減少	昭和50年頃から人口減少が続いている、今後もその傾向が続くことが予測されている (利用需要の変化)	○	○		▶	公共施設に対する需要の変化
	少子高齢化	少子高齢化が進展している (新たな施設サービスの必要性)		○		▶	新たな公共施設サービスへの対応
財 政	歳入減少	先行き不透明な社会経済情勢や生産年齢人口の減少による税収の伸び悩みが予測されている				○	▶
		国の財政状況の悪化等による交付税の削減が予測されている				○	▶ 維持更新経費の縮減 管理運営経費の削減
	歳出増加	高齢化社会の到来による社会保障関係費の増加が予測されている 新たな課題に対する対応が求められる			○	▶	点検・診断 維持管理・修繕・更新等 長寿命化
市民ニーズ	民間活力の活用	行政だけで施設運営を行うのではなく、施設管理のノウハウに長けた民間活力の活用してはどうか		○	○	▶	民間活力の活用 (PPP／PFI、指定管理者制度等)
	施設の長寿命化	事前の補修や修繕を行うことで施設の長寿命化を図ってはどうか	○		○	▶	点検・診断 維持管理・修繕・更新等 長寿命化
	施設の統廃合	複数の施設を集約して、更新や維持管理経費を最低限に抑えてはどうか	○		○	▶	管理運営経費の見直し ▶ 保有量の適正化 施設の統廃合、複合化

3・2 4つの基本原則

公共施設等に関する課題を踏まえ、公共施設等の管理に関する4つの基本原則を定めます。

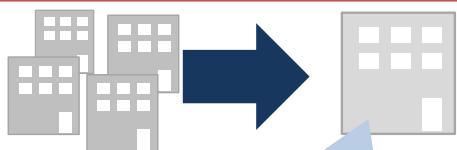
4つの基本原則

1

量

を見直して 保有する施設量の適正化

- 施設総量の適正化を図ります。
- 機能の複合化、施設の集約による効率的な施設配置を図ります。

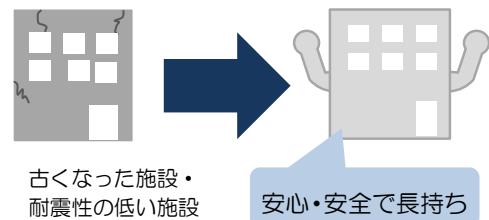


2

質

を見直して 安全・安心で長持ちする施設に

- 定期的な点検・診断に基づき、適切で効率的な維持管理を行います。
- 計画的な予防保全により施設の長寿命化を図ります。
- 安全・安心で快適に利用できるよう耐震化・機能性・安全性の確保を図ります。

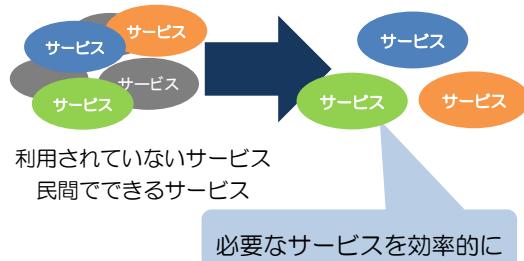


3

サービス

を見直して 必要なサービスを効率的に

- 民間活力やノウハウを活用して、施設サービスの充実を図ります。
- 将来にわたり効率的で効果的な施設サービスのあり方を検討します。
- 市民の利便性と、行政の管理の効率性が向上するよう、施設の管理運営面の改善を行います。

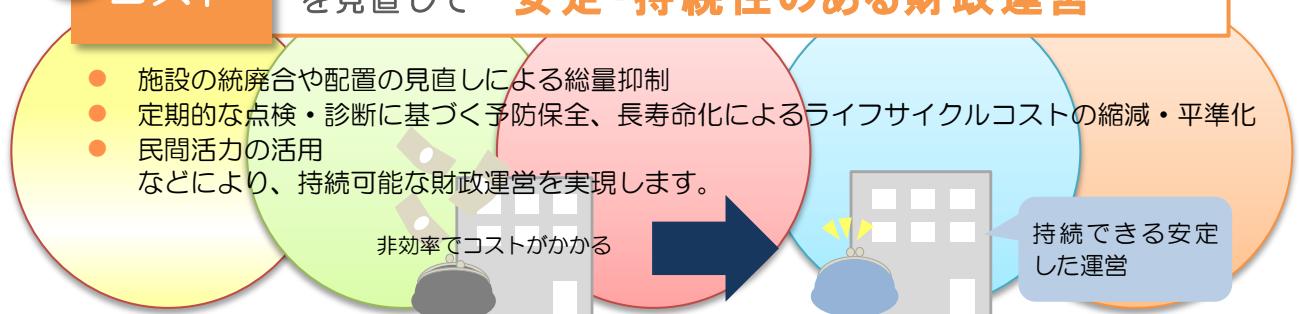


4

コスト

を見直して 安定・持続性のある財政運営

- 施設の統廃合や配置の見直しによる総量抑制
 - 定期的な点検・診断に基づく予防保全、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減・平準化
 - 民間活力の活用
- などにより、持続可能な財政運営を実現します。



3・3 基本原則を踏まえた実施方針

以下に4つの基本原則に沿った実施方針を示します。なお、これらの取り組みに当たっては、市域全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを十分考慮した上で、市民の理解と協力を得ながら行うものとします。

(1) 点検・診断等

質

コスト

- ・公共施設等を日々適切に利用できるよう、日常的・定期的・臨時的に点検・診断を行います。
- ・日常的な点検については、保全マニュアルを整備し、誰でも日常点検を行えるようにします。
- ・点検・診断の結果・記録は、データベース化し、情報として蓄積することにより、劣化の進行や状況把握に努めるとともに、今後の維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活用します。

(2) 維持管理・修繕・更新等

質

サービス

コスト

- ・公共施設等の点検・診断結果に基づき、これまでの対処療法的な維持管理（事後保全）から、劣化が深刻になる前に事前に対処する予防保全への転換を図り、計画的な維持管理に努めます。
- ・計画の策定にあたっては、施設の重要度や劣化状況を踏まえた継続の必要性、有効性と、全市的、長期的な視点からの施設の優先度を判断して、効率的で効果的な改修・建替えを行えるよう配慮します。
- ・施設の更新等にあたっては、将来にわたり市民ニーズの変化に順応できるよう、柔軟性・可変性のある施設設計を行うなどの工夫をします。
- ・今後とも、継続して保有していく必要のある施設については、施設設備の修繕や更新時期を視野に入れ、施設の機能性の改善を図るとともに、環境保全と管理運営経費の削減につながる施設の省エネ・創エネ化を進めます。
- ・公共施設等マネジメントシステムに維持管理や修繕に関する情報を蓄積していくことで、維持管理上の課題を適時に把握するとともに、今後の修繕・更新に関する計画策定に役立てます。

(3) 安全確保

質

- ・点検・診断結果に基づいて、施設の劣化状況を把握するとともに、災害等に備え、安全性の確保に努めます。
- ・安全性の確保にあたっては、防災拠点かどうか、多数の市民の利用がある施設であるかどうかなどの視点から、対応の優先度を検討します。
- ・点検・診断により危険性が認められた公共施設等については、費用面・利用状況・優先度などを踏まえて、修繕・更新等により安全性の確保を図っていきます。
- ・危険性があり、今後維持していくことが難しい施設については、市民の安全確保の観点から、早期の利用中止などの措置をとっています。
- ・老朽化等により供用廃止され、かつ今後とも利用見込みのない建物施設については、周辺環境への影響を考慮し、解体、除却するなどの対策を講じ、安全性の確保を図ります。

(4) 耐震化

質

- ・地震発生時に防災拠点等としての役割を担う施設、人命及び物品の安全確保が特に必要なハコモノ系施設については、優先的に耐震化を図ります。
- ・道路、橋梁、上下水道をはじめとするインフラ系施設についても耐震化の検討を進めます。

(5) 長寿命化

質

コスト

- ・今後とも、継続して保有していく必要のある公共施設等については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進し、あわせてトータルコストの縮減と維持更新経費の平準化を図ります。
- ・施設の更新、改修にあたっては、必要に応じ、将来にわたるメンテナンス性や長寿命化に耐える仕様を検討し、長期にわたる利用が可能となるよう配慮します。
- ・既に長寿命化計画が策定されている橋梁や市営住宅については、各計画の内容を十分に踏まえながら、全庁的な観点から公共施設等マネジメントを推進していきます。
- ・今後新たに策定する個別の長寿命化計画については、本計画の方向性との整合を図るものとします。

(6) 統廃合・集約化・複合化

量

コスト

- ・当市では、合併前の旧2市3町が建設した建物施設を引き継いでいることから、機能が重複した施設を多く保有しているため、ハコモノ系施設の類型ごとに必要な保有量を見直し、機能の重複を解消していきます。
- ・見直しにあたっては、社会経済情勢の変化（少子高齢化、人口減少、財政状況）や施設の維持・運営に関する課題（利用状況、コスト、劣化状況、サービス内容）に加え、地域性や市民ニーズ等を総合的に勘案して、全庁的な視点から、統廃合、集約化、複合化などにより施設の再編を進めます。
- ・ハコモノ系施設を維持しなければ市民サービスの提供が不可能か、民間主導や民間施設で代替できないかなど、費用対効果や施設のトータルコスト等を考慮し、施設の再編を進めます。
- ・県や近隣市町の施設も含め、広域的観点から必要な建物施設の保有量を検討していきます。
- ・インフラ系施設についても、必要性を十分に精査し、将来コストを見据えた保有量に抑えます。

(7) 施設圏域、施設配置

量

サービス

コスト

- ・ハコモノ系施設の施設類型ごとに利用圏域を設定するなど、施設の必要数や配置について、見直しを図ります。
- ・見直しに当たっては、今後の施設に対する需要や利用のあり方、将来にわたるまちづくりの視点も含め、全市的かつ総合的に検討を行います。
- ・施設によっては、これまでの公共施設の目的、分類に捉われることなく、新たな公共施設のあり方についても併せて検討します。
- ・施設の集約や再編にあたっては、機能性や安全性の確保、向上にも配慮します。

<ハコモノ系施設の利用圏域の設定>

利用圏域別区分	考え方	対象施設
全市利用施設	市域全体での利用を基本単位とし、各用途における業務・活動拠点の中心として位置づけられる施設。 市の顔として、文化・スポーツ・産業等の交流拠点機能を有し、利用が市内にとどまらない施設。 用途ごとに市域に一つの設置を基本とします。	本庁舎 消防署
市域利用施設	各地域単位での利用を基本単位とし、各用途における業務・活動拠点の中心として位置づけられる施設。 用途ごとに市域に1~2箇所程度又は旧2市3町単位での設置を基本とし、地域の拠点施設の機能を含めた複合化を進めます。	支所 消防分署 斎場・火葬場 市民ホール 基幹図書館 総合スポーツ施設
地域利用施設	小中学校区や地区連合組織、活動中核組織などの地域での利用を基本単位とし、主に地域住民や周辺住民が利用する施設。 用途を問わず、物理的な統合の可能性や利便性、機能面等から複合化による施設運営を基本とします。	小中学校 公民館 スポーツ施設
コミュニティ圏域利用施設	単独又は少数の町内会・自治会程度の利用を基本単位とする施設。 地域施設との配置も含め必要性を検証し、身近な住民利用や行政による事業の実施場所としても利用します。 地域住民の利用が中心の施設については、町内会・自治会等への譲渡を検討します。	地域集会施設

(8) 施設運営

サービス コスト

- 施設の利用状況や利用者ニーズなどを把握し、費用対効果のバランスにも注視しながら、施設の開館時間やサービス内容などの見直しを図ります。
- 施設機能の確保や継続的なサービスの提供のためにも、受益者負担の見直しを適宜行います。

(9) 民間活力の活用

サービス コスト

- 指定管理者制度、コンセッション方式といったPPP/PFI^{*}等の事業手法や新しい技術、考え方などを積極的に取り入れ、民間ノウハウの活用による施設サービスの向上や安全性の確保を図りながら、効率的な行政運営を実現します。
- 今後も行政主体で公共施設サービスを継続する必要があるか、民間で代替できないかなど、経営の移譲等も含め、今後の運営主体のあり方について十分留意していきます。

*PPP…Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上をめざすもの。

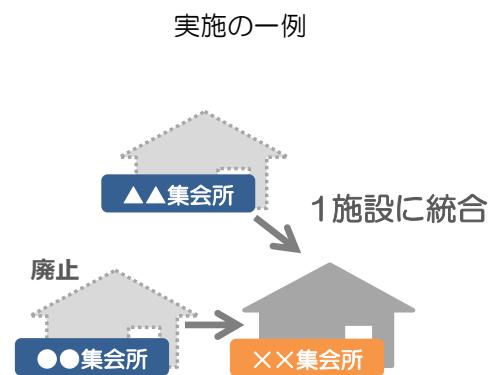
*PFI…Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

*コンセッション方式…料金徴収を伴う公共施設等について、施設の所有権を市に残したまま、運営を民間事業者が行う形態を言います。公共施設等運営権制度ともいう。

統廃合・集約化・複合化等のイメージ

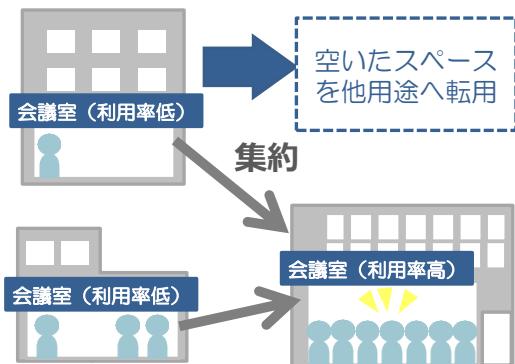
同一機能の統廃合

- 同じ分類で同一機能を持つ複数の施設について、施設の立地状況、利用状況や老朽化の状況を踏まえて一つの施設に集約する。



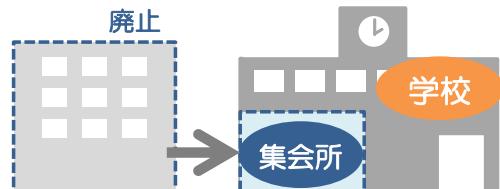
類似機能の集約化

- 会議室、和室、多目的室などの同種の類似機能を、同地域内の近隣にある異なる分類の施設がそれぞれ有しているケースが多く、このような場合には、施設の老朽化や稼働率などを踏まえながら、一つに集約化して総量を削減又は空いたスペースを多用途に利活用する。



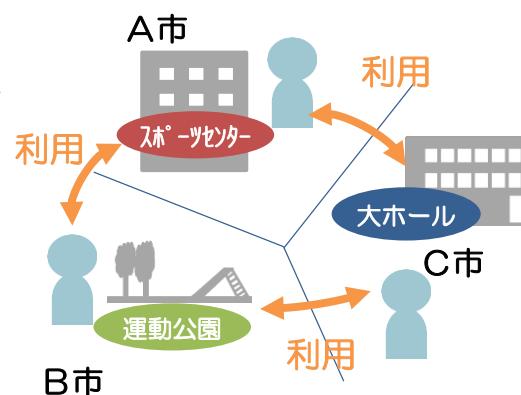
異なる用途との複合化

- 余剰スペースの一部転用や建替えにより、複数の機能を一つの建物に併設することで建物の有効活用を図る。



広域連携

- 複数自治体の施設を集約し、共同運営、相互活用などにより負担を共有することで、施設を廃止した自治体でもサービスを利用できるようにする。

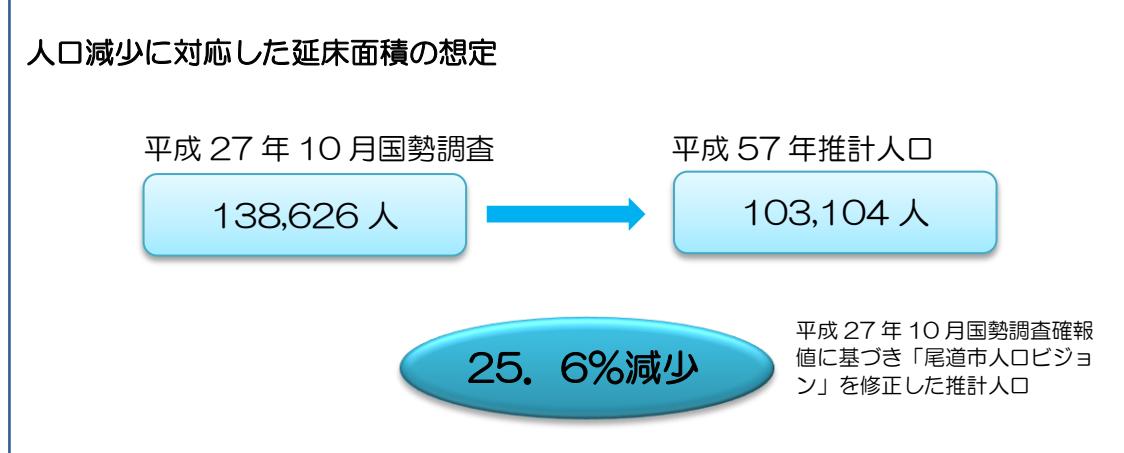


3・4 削減目標

基本原則「保有する施設量の適正化」にあたっては、以下の削減目標を設定します。



目標数値の設定に当たっては、今後も人口減少の傾向が継続する予測に基づき、その減少率を参考に設定しました。



公共施設マネジメント

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

公共施設等の全体管理に係る基本原則、実施方針を踏まえ、ハコモノ系施設、インフラ系施設の施設類型毎に、現状と管理に関する基本方針を整理します。

4・1 市民文化系施設

(1) 現状

① 施設概要

中分類	施設数	主な施設
市民集会系施設	78	尾道人権文化センター、因島ふれあいセンター 因島三庄ふれあいセンター、ふれあい館（11） いきいきサロン（43）、生口島開発総合センター等
文化振興系施設	14	市民ホール（5）、美術館（3） おのみち映画資料館、文学の館、本因坊秀策囲碁記念館等

② 現状

中分類	施設の現状
市民集会系施設	人権文化センターや高齢者のためのいきいきサロンなど、施設目的別に所管課を定め運営しています。施設規模は大小ありますが、会議室や和室などの貸館機能が主で、全体的に老朽化が進んでいます。
文化振興系施設	客席が固定型の市民ホールが旧市町単位に 5 施設あることや、出身芸術家の作品を中心とする美術館、映画や囲碁、文学など、芸術文化都市、尾道ならではの施設が多くみられます。 一部の市民ホール施設では、利用状況や老朽化の面で課題があります。

(2) 管理に関する基本方針

中分類	基本方針
市民集会系施設	施設の老朽化や利用、管理運営上の課題などを有する施設は、近隣での代替可能な施設の有無なども考慮し、統廃合や施設集約などを検討します。施設設置時の目的に捉われず、地域住民や高齢者のコミュニティの場として、利活用の促進を含め効果的で効率的な施設の運営を行います。貸室機能のある、他分類の施設も含め、全市的な視点で施設配置の見直しも検討します。
文化振興系施設	市民ホール施設については、施設の利用状況や運営コスト、施設や設備の劣化状況等を見ながら、今後の施設のあり方や機能集約等を検討します。その他、受益者負担の適正化や民間活力の活用など、運営面の見直しなども検討します。

4・2 社会教育系施設

(1) 現状

① 施設概要

中分類	施設数	主な施設
生涯学習系施設	43	公民館（35）、生涯学習センター、勤労青少年ホーム等
図書館・博物館系施設	10	尾道市立中央図書館 尾道市立みつき子ども図書館「すぐすぐ」 尾道市立向島子ども図書館「わくわく」 尾道市立因島図書館、尾道市立瀬戸田図書館 おのみち歴史博物館、民俗資料館等

② 現状

中分類	施設の現状
生涯学習系施設	公民館は市内各地区に配置され、施設数も多く、避難場所や選挙の投票所としても利用され、市民にとって身近な施設となっています。全体的に老朽化が進んでいます。
図書館・博物館系施設	図書館は、旧2市3町それぞれに設置されていますが、一部、子供向けであったり、複合施設や指定管理者制度とするなど、効率的な運営を行っています。民俗資料館は施設そのものが資料としての価値を有するものもあり、そのため、老朽化率は高くなっています。

(2) 管理に関する基本方針

中分類	基本方針
生涯学習系施設	公民館は、社会教育・生涯学習の拠点となる施設ですが、地域コミュニティの再生や活性化に向けて、まちづくり・ひとづくりの役割が求められています。住民ニーズや社会状況の変化など視野に入れ、生涯学習機能だけではなく、幅広い利用が可能となるよう、今後のあり方や再編整理を考えます。また、施設の利用や劣化状況などを考慮し、効果的な施設の維持修繕や耐震化、機能改修を行います。
図書館・博物館系施設	図書館は今後も指定管理者制度のもと、利用者ニーズにも配慮しながら、サービスの提供を行っていきます。 民俗資料館については、施設そのものに資料としての価値がない場合は、施設の老朽化等も考慮し、他の施設への集約、統合を検討します。

4・3 スポーツ・レクリエーション系施設

(1) 現状

① 施設概要

中分類	施設数	主な施設
スポーツ施設	34	勤労者体育センター（尾道、因島）、御調体育センター 長者原スポーツセンター、マリン・ユース・センター 御調グラウンド・ゴルフ場、御調ソフトボール球場 向島運動公園、因島運動公園、すばーく因島 尾道市市民スポーツ広場等
観光・レクリエーション施設	21	尾道市千光寺公園、千光寺山索道、みつきグリーンランド、 尾道ふれあいの里、尾道市向島町立花自然活用村 因島アメニティ公園、因島フラワーセンター、因島水軍城、 因島野外ステージ、大浜崎灯台記念館、シトラスパーク 尾道市瀬戸田サンセットビーチ等

② 現状

中分類	施設の現状
スポーツ施設	体育館を中心とする屋内体育系施設と、グラウンド・ゴルフ場やソフトボール球場などの屋外体育系施設があります。 体育館は避難場所をはじめ汎用的な利用も可能な施設ですが、屋外体育系は、グラウンドを主体とした、利用目的が限られた施設です。 プールや夜間照明、天然（人工）芝や競技用器具など多様な設備があり、効率的で効果的な管理運営と安全性の確保の両立が求められます。 総合体育施設としては向島と因島地域に運動公園施設があり、びんご運動公園（県立施設）もあります。
観光・レクリエーション施設	観光系では因島フラワーセンターやシトラスパーク、アメニティ公園やサンセットビーチなどが因島、瀬戸田地域に、保養、レクリエーション系では御調地域にふれあいの里、グリーンランドがあり、合併により施設規模の大きな類似施設が数多く存在しています。

(2) 管理に関する基本方針

中分類	基本方針
スポーツ施設	スポーツ施設は市民の利用、ニーズも高い施設である一方、管理運営経費が大きなものもあります。利用状況や維持管理費に課題がないか、常にチェックを行いながら、効率的で効果的な管理運営を行います。 また、受益者負担の適正化や民間活力の活用も積極的に進めます。
観光・レクリエーション施設	各施設の利用状況と費用対効果のバランスを精査しつつ、老朽化度合も勘案して、将来的な施設のあり方を検討します。 施設内の各機能については、利用状況や老朽化を踏まえて、機能廃止を検討します。また、行政主体の運営や民間活力の活用についても検討します。

4・4 産業系施設

(1) 現状

① 施設概要

中分類	施設数	主な施設
産業系施設	24	尾道商業会議所記念館、住吉浜上屋、尾道市道の駅 向島洋らんセンター、向島漁村センター 向島岩子島農業構造改善センター 尾道市農村環境改善センター、細島集出荷場、漁船巻揚施設等

② 現状

中分類	施設の現状
産業系施設	商業会議所記念館や道の駅などの商工系施設と、農村環境改善センターなどがあります。農村環境改善センターは、体育館や会議室を有しており、様々な活用が図られています。

(2) 管理に関する基本方針

中分類	基本方針
産業系施設	農林水産系施設の中には、スポーツ利用や集会機能、一部の地域住民の活用が主なものもあるため、今後の施設のあり方について検討します。 道の駅については、引き続き指定管理者制度を活用しながら、地域交流、地域住民の憩いの場として活用できるよう検討します。

4・5 学校教育系施設

(1) 現状

① 施設概要

中分類	施設数	主な施設
義務教育系施設	47	市内小学校（27）、市内中学校（16） 学校給食共同調理場（4）
その他教育施設	2	尾道南高等学校、尾道市立大学

② 現状

中分類	施設の現状
義務教育系施設	市内各地に点在する小中学校は、施設数、棟数ともに多く、延床面積は22.5万m ² と全体の3割を占めています。一部施設では耐震化や老朽化の課題もあり、また、将来的な児童、生徒数の減少などを視野に入れた、小中学校再編計画に基づき、施設の統廃合を進めています。 学校給食共同調理場は、市内4箇所に設置されています。
その他教育施設	南高等学校は定時制高校であり、公民館・小学校との施設の共用を図って運営しています。 尾道市立大学は、芸術文化のまち尾道の特徴を生かし、学術・文化の向上と社会の発展に貢献する公立大学法人が設置・運営する大学です。近年は新校舎の建設など、魅力あるキャンパス環境の整備にも努めています。

(2) 管理に関する基本方針

中分類	基本方針
義務教育系施設	将来的な児童、生徒数を見据えて、学校施設の再編が進められています。 継続して利用する施設については、耐震補強工事や計画的な予防保全により、施設の長寿命化を図り、トータルコストの削減を行います。 地域に開かれた学校施設の推進のため、屋内運動場やグラウンドを開放するほか、余裕教室を放課後児童クラブに活用するなど、将来的な活用のあり方を検討します。 学校給食共同調理場については、施設及び設備の更新時期を想定し、将来的な需要を視野に入れた施設のあり方を検討します。
その他教育施設	尾道市立大学は、中期計画等に基づき、計画的な予防保全や、長寿命化を図りながら、維持更新経費の縮減と平準化を図り、安定した経営と魅力あるキャンパス環境の整備を両立していきます。

4・6 子育て支援系施設

(1) 現状

① 施設概要

中分類	施設数	主な施設
保育施設	13	市内各保育所（10）、認定こども園（3）
幼稚園施設	14	市内各幼稚園（14）
その他子育て支援施設	23	放課後児童クラブ、子育て支援センター等

② 現状

中分類	施設の現状
保育施設	保育施設については、老朽化が進む施設が多くみられます。また、耐震補強工事が未実施の施設もあり、課題となっています。 認定こども園については、比較的新しい施設が多く、先の課題整理と併せて、「尾道市就学前教育・保育施設再編計画」に基づいて、幼保一体化の取り組みを進めています。
幼稚園施設	幼稚園施設についても、老朽化の進展、耐震補強工事が未実施の課題が見られます。保育施設と同様、「尾道市就学前教育・保育施設再編計画」に基づいて、幼保一体化の取り組みを進めています。
その他子育て支援施設	市内小学校の余裕教室を中心に、公共施設や一部民間施設を借用して、放課後児童クラブを運営しています。 子育て支援センターについては、民間施設や公共施設を活用しながら、施設サービスを拡充しています。

(2) 管理に関する基本方針

中分類	基本方針
保育施設	「尾道市就学前教育・保育施設再編計画」に基づき、幼保一体型の認定こども園の設置を進め、利用者のニーズと施設の課題解消に応えていきます。また、民間活力の活用についても検討します。
幼稚園施設	「尾道市就学前教育・保育施設再編計画」に基づき、幼保一体型の認定こども園の設置を進め、利用者のニーズと施設の課題解消に応えていきます。また、民間活力の活用についても検討します。
その他子育て支援施設	施設の需要と利用者ニーズを勘案しながら、効率的な施設管理と効果的な子育て支援サービスの推進が両立するよう配慮します。

4 - 7 保健福祉系施設

(1) 現状

① 施設概要

中分類	施設数	主な施設
保健福祉系施設	9	総合福祉センター、向島福祉支援センター 因島福社会館、因島保健センター 瀬戸田福祉保健センター 尾道ふくしまら生きがい推進センター 向島中央老人福祉会館、因島デイサービスセンター 瀬戸田老人福祉センター

② 現状

中分類	施設の現状
保健福祉系施設	各地域単位で、総合的な福祉機能を集約した、福祉センター等を設置しています。一部施設で集会施設の性格が強いものもあります。

(2) 管理に関する基本方針

中分類	基本方針
保健福祉系施設	施設の利用や劣化の状況、将来的なニーズなど総合的な視点から、施設の統廃合や集約化を検討します。 継続して活用する施設については、点検・診断に基づく計画的な予防保全や機能性、安全性の確保を行うなど、施設の長寿命化を図ります。 施設の管理運営について、民間活力の活用を検討します。

4・8 医療福祉系施設

(1) 現状

① 施設概要

中分類	施設数	主な施設
医療系施設	4	尾道市立市民病院、附属瀬戸田診療所 公立みつぎ総合病院、尾道市夜間救急診療所
病院福祉系施設	15	公立みつぎ総合病院保健福祉総合施設附属リハビリテーションセンター 公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」 公立みつぎ総合病院特別養護老人ホーム「ふれあい」 公立みつぎ総合病院ケアハウス「さつき」 公立みつぎ総合病院グループホーム「かえで」 公立みつぎ総合病院デイサービスセンター 御調保健福祉センター、いきいきセンター、病院官舎等

② 現状

中分類	施設の現状
医療系施設	市内に、2つの総合病院と附属診療所、夜間救急診療所があります。施設の延床面積が非常に大きく、建物の維持管理経費に加え、医療機関としての質の高いサービスを確保するための、設備更新も大きな負担となっています。
病院福祉系施設	御調地域には、多くの医療福祉施設が設置、運営されており、老朽化が進みつつあります。 また、保健福祉センターやいきいきセンターなども、病院企業会計において運営されています。

(2) 管理に関する基本方針

中分類	基本方針
医療系施設	高度な医療サービスを提供する施設として、定期的な点検や修繕及び予防保全型の維持管理を行うことで、施設の長寿命化、更新経費の平準化を図ります。 地域の実情や利用状況、将来的な需要を視野に入れて、適切な施設規模やサービス水準を検討します。
病院福祉系施設	定期的な点検や修繕及び予防保全型の維持管理を行うことで、施設の長寿命化、更新経費の平準化を図ります。

4・9 行政系施設

(1) 現状

① 施設概要

中分類	施設数	主な施設
行政庁舎施設	7	尾道市役所本庁、御調支所、向島支所、因島総合支所 瀬戸田支所、百島支所、浦崎支所
その他行政系施設	8	尾道市役所分庁舎、教育会館、西部防災倉庫、東部防災倉庫 北部防災倉庫、中央防災倉庫、原田水防倉庫等
消防施設	58	尾道市消防局（尾道消防署・防災センター）、尾道消防署御調分署 尾道消防署北分署、尾道消防署向島分署、尾道西消防署 因島消防署、因島消防署瀬戸田分署 久保分団、山波分団、高須分団、西藤分団 百島分団、浦崎分団 長江分団、土堂分団、栗原分団、久山田分団、吉和分団 日比崎分団 栗原北分団、三成分団、木頃分団、木ノ庄西分団、木ノ庄東分団、 原田分団、菅野分団、上川辺分団、市分団、河内分団、今津野分団 綾目分団、大和分団、向東分団、向島中央東分団、向島中央西分団、 三幸分団 高見分団、土生分団、田熊分団、三庄分団、中庄分団、 大浜分団、重井分団、東生口分団、名荷分団 瀬戸田北分団 瀬戸田分団、高根分団、瀬戸田西分団、瀬戸田南第2分団、 瀬戸田南第1分団等

② 現状

中分類	施設の現状
行政庁舎施設	尾道市役所本庁の他、旧市町単位や遠隔地、離島に支所を配置しています。一部建替施設を除き、老朽化が進んでいます。
その他行政系施設	尾道市役所本庁周囲に本庁となる分館となる庁舎施設と、防災倉庫等があり、老朽化が進んでいます。
消防施設	旧尾道市内に2箇所、因島地域に1箇所、消防署を配置し、尾道消防署は防災センターを併設しています。また、それぞれ分署を設置していますが、向島、瀬戸田の分署は、老朽化が進み、耐震基準等に課題を抱えています。各地域にある消防団の器具庫などは、施設数多く、老朽化も進みつつあります。

(2) 管理に関する基本方針

中分類	基本方針
行政庁舎施設	尾道市役所本庁及び御調、因島、百島支所で、庁舎整備事業が進行しています。今後は予防保全による施設の長寿命化と維持管理経費の削減も含め効率的な庁舎管理を行います。
その他行政系施設	集約、統廃合により不要となる施設は、廃止又は転用を検討します。
消防施設	消防施設の抱える老朽化や耐震性、機能性の課題を整理しながら、効率的で計画的な施設の集約、維持更新を行い、地域の消防力の維持に努めます。また、定期的な点検、修繕により、施設の長寿命化とトータルコストの縮減を図ります。

4・10 環境衛生系施設

(1) 現状

① 施設概要

中分類	施設数	主な施設
塵芥処理施設	13	尾道市クリーンセンター、尾道市御調清掃センター、向島クリーンセンター、南部清掃事務所、因瀬クリーンセンター、環境資源リサイクルセンター、因島リサイクルセンター、尾道市容器包装プラスチック処理工場、瀬戸田名荷埋立処分場等
衛生処理施設	55	【下水道施設】 浄化センター、古浜ポンプ場、栗原ポンプ場等市内ポンプ場 中央浄化センター、東部浄化センター 大町地区汚水処理場、御寺宝地地区集落排水処理場等 【し尿処理施設】 おのみち地区し尿処理場、因島クリーンセンター 瀬戸田汚泥再生処理センター
上水道施設	67	水道局長江浄水場、門田ポンプ場等市内ポンプ場

② 現状

中分類	施設の現状
塵芥処理施設	尾道と因島地域にクリーンセンターがあり、老朽化が進んでいます。
衛生処理施設	下水道関係のポンプ場が、市内各所に数多く設置されています。市民生活を守るインフラ施設の性格もあり、業務の安定性、継続性も求められます。
上水道施設	上水道関係のポンプ場が、市内各所に数多く設置されています。市民生活を守るインフラ施設の性格もあり、業務の安定性、継続性も求められます。

(2) 管理に関する基本方針

中分類	基本方針
塵芥処理施設	塵芥処理施設の長寿命化計画に基づき施設の更新を進めます。 適正な維持管理による施設の長寿命化と、ライフサイクルコストの抑制に努めます。
衛生処理施設	継続的に安定した性能を確保するため、施設の定期的な点検による計画的な修繕、予防保全を行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの抑制に努めます。
上水道施設	市民生活に欠かすことができない社会インフラ施設であることから、継続的に安定した性能を確保するため、施設の定期的な点検による計画的な修繕、予防保全を行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの抑制に努めます。

4・1・1 市営住宅系施設

(1) 現状

① 施設概要

中分類	施設数	主な施設
市営住宅	63	福地浜、沖側、神田、のぞみが浜、吉和霞が丘、栗原門田、栗原みどりが丘 幸が丘、三成、三美園、栗原堂ヶ迫、栗原向ヶ崎、久保* 新高山、天女が浜、東新涯、ひらはら台、北久保中層、久保西、北久保南、中越、下三成、阿吹、三成が丘、割石、福田、大田、阿草 大蔵、貝ヶ原、岩井堂、中央、土井ノ内、杉谷、神西、中組、兼吉プロック 江奥、干汐、宇山、歌島、津無が尻、家老渡、折古、向浜、寺谷、江良崎、坂本、甲田、江良、下長沢、足摺、畠田、青影、釜田、小田浦赤崎、福田江処、福田江処新、福田たちばな、中野脇山、御寺和木、林
単市・その他住宅	16	尾崎、栗原堂ヶ迫、久保*、枕谷、名荷武政、名荷沖新開 林新下脇山、林三軒家、才の奥、本西、市有住宅等

② 現状

中分類	施設の現状
市営住宅	住宅に困窮している低額所得者のために建てられた賃貸住宅で、各地に多くの施設を有しております。全施設の延床面積の 11%を占めています。住宅施設の 25%で耐用年数を超えており（戸数ベース）、老朽化が進んでいます。また、高齢者世帯が多いことも挙げられます。市では、住宅マスタープランと市営住宅等長寿命化計画を策定し、社会や地域の実情や需要に適した住宅施策の遂行と、ライフサイクルコストの縮減など、効率的で円滑な施設整備と維持管理を推進しています。
単市・その他住宅	市が単独で建設したものや、中堅所得者層を対象とした特定公共賃貸住宅など、市営住宅以外の住宅施設です。市営住宅と同様に計画を定め、効率的な維持管理に努めています。

(2) 管理に関する基本方針

中分類	基本方針
市営住宅	住宅マスタープランに基づき、老朽化の進む住宅の統廃合を進めます。また、継続して使用する住宅については、市営住宅等長寿命化計画に基づき、維持更新経費の縮減と平準化を図りながら、効率的な管理を進めます。今後は、将来人口や社会や地域の実情等を踏まえながら、住宅マスタープラン等の見直しも図りつつ、安全性、機能性を確保した良質な市営住宅の適正かつ適量な供給を行います。
単市・その他住宅	市営住宅と同様に、計画に基づき、安全性、機能性を確保した良質な住宅の適正かつ適量な供給を行います。

4・1・2 その他施設

(1) 現状

① 施設概要

中分類	施設数	主な施設
斎場、火葬場	6	尾道市斎場、尾道市御調斎場、尾道市向島斎場、尾道市因島斎場、尾道市瀬戸田斎場、尾道市百島火葬場
廃止施設	48	旧彦ノ上保育所、旧中庄幼稚園、旧今津野小、旧田熊中（廃止保育所、幼稚園、小中学校等） 旧おのみち街かど文化館、旧向東支所、旧瀬戸田支所 旧交通局庁舎、旧内郷ふれあい館、旧医師公舎等
その他施設	87	【駐車場】 久保駐車場、ベルポール駐車場、中央駐車場、長崎駐車場等 【公園施設】都市公園、児童遊園地等 【公衆便所】尾道大橋休憩所公衆便所、久保一丁目公衆便所等 【その他施設】 福田港待合所、因島港湾ビル、赤崎渡船事務所 瀬戸田港旅客待合所、市有公舎等

② 現状

中分類	施設の現状
斎場、火葬場	2市3町の合併により、旧市町単位に6箇所の斎場、火葬場を管理運営しています。同時期に建築された施設が多く、老朽化が進んでいます。
廃止施設	機能廃止後に、建物を除却していないため、そのまま維持管理が継続している施設があります。主に保育所、幼稚園及び小中学校が多く、一部、転用、活用している施設もありますが、遊休化している施設もあります。
その他施設	公衆便所については、施設内、公園内に設置されるものを除き単独で設置されたものが17施設あります。 この他、駐車場施設等あり、一部の施設で老朽化が進んでいます。

(2) 管理に関する基本方針

中分類	基本方針
斎場、火葬場	斎場、火葬場の設備更新時期を視野に入れ、将来的な市としての施設配置、管理運営のあり方などを検討します。
廃止施設	施設廃止後の利活用については、「尾道市公有財産利活用基本方針」及び「公有財産利活用検討委員会」の趣旨に沿って適切に対応します。
その他施設	駐車場施設については、施設の老朽化状況を視野に入れつつ、行政主体での運営や施設の必要性などを検討します。 公園のトイレや公衆便所についても、施設の老朽化や機能性の課題などを視野に入れ、将来的なニーズなども踏まえたうえで、その必要性や維持管理のあり方などを総合的に検討します。

4・1・3 インフラ系施設

(1) 現状

施設概要と現状については、2-2 インフラ系施設の現状を参照してください。

(2) 管理に関する基本方針

種別	基本方針
道路 (市道、農道、林道)	平成 28 年度（2016 年度）、道路及びトンネルの長寿命化修繕計画の策定を予定しており、この計画に基づき、効率的な維持修繕を実施し、安全安心で持続可能な維持管理に努めます。
橋梁	平成 22 年度（2010 年度）橋梁長寿命化修繕計画を策定、27 年度末に改訂を実施しており、計画に基づき、定期的な点検実施とその結果を踏まえた効果的な修繕を行い、全体の長寿命化を図ります。
上水道	平成 27 年（2015 年）12 月策定の水道局アセットマネジメント計画に基づき、経営の健全化を図りながら計画的な施設の維持管理を行います。
下水道	公共下水道
	公共下水道ストックマネジメント計画を策定し、効率的な施設の維持管理に努めます。
	特定環境保全公共下水道
	比較的新しい施設であり、公共下水道等との連携、情報共有を図りながら、効率的かつ効果的な施設の維持管理に努めます。
港湾施設	福田港、棕浦港の施設の長寿命化計画を策定します。この計画に沿って、定期的な点検・診断と、その結果を踏まえた効果的な修繕を行い、全体の長寿命化を図ります。
漁港施設	市内にある 8 つの漁港施設について、適切に点検と修繕を行い、施設の長寿命化と効率的な維持管理に努めます。
公園施設	平成 24 年度（2012 年度）に策定した都市公園長寿命化計画に基づき、定期的な点検・診断と、その結果を踏まえた効果的な修繕を行い、施設の安全安心の確保と長寿命化を図ります。 また、公園遊具や付属設備など、現状の利用状況や将来的な利用予測を基に、今後の施設設備の維持管理のあり方についても併せて検討します。

第5章 計画の推進に向けて

5・1 情報の管理・共有の方策と取組体制

(1) 公共施設情報の一元管理

今後、公共施設等を適切に管理・運営していくために、公共施設マネジメントを所管する部署により、公共施設情報の一元管理を進めます。公共施設等の状態（点検・診断結果、耐震化の状況、コストや利用状況等）や取組状況（維持管理・修繕・更新の履歴等）等の情報を一元管理し、継続的に施設の実態把握を可能とする仕組みをつくります。

また、企業会計的な要素を取り込んだ地方公会計の整備を着実に進め、固定資産台帳の整備とともに、発生主義・複式簿記の導入を図ります。これにより、減価償却費等を含む公共施設等の総コストや資産額を把握し、適切な資産管理への活用を行います。

(2) 議会や市民との情報の共有

本計画の趣旨や内容について、議会や市民と情報を共有し、公共施設等に関する問題意識の共有化を図ります。また、公共施設の統廃合や有効活用について、指定管理者や施設利用団体等、市民から意見を聴取し、方向性の協議・調整を行います。

今後の個別計画の策定においては、市民に身近な各支所や施設所管部署が中心となって意見を聴取し、より現実的で幅広い意見を反映するよう努めます。

(3) 全庁的な取組体制の構築

長期にわたる本計画を推進していくためには、公共施設等を所管する各部署が、本計画の趣旨を十分理解し、個別の施設計画等に沿って、着実に実施していく必要があります。

このため、職員一人ひとりが本計画の意義を十分理解し、共通認識をもって公共施設等のマネジメントに取り組み、コスト縮減や市民サービス向上のための創意工夫を実践していくことが重要です。担当職員の専門的技術研修や、全職員を対象とした研修会等を通じて啓発に努め、公共施設等のマネジメントのあり方やコスト意識の向上を図ります。

また、庁内での組織横断的な体制を確立し、施設配置や長寿命化、民間活力の活用など、公共施設の「量」「質」「サービス」等の見直しについて、全庁的な協議、調整を行いながら、計画の改訂や目標の見直しも含め対応していきます。

(4) 公共施設の管理・運営体制

本市の公共施設においては、多くの施設で指定管理者制度による管理・運営が行われています。今後も、市民サービスの向上や経費の節減を図るため、指定管理者制度の他に、公共施設等の運営権を含めた、効率的で効果的な管理運営の手法についても、幅広く検討していきます。

5・2 計画のフォローアップ

今後、公共施設等のマネジメントを着実に実施していくため、下の図のようなPDCAサイクルによる計画の進捗管理を行います。

進捗管理における評価結果等は、議会への報告やホームページ等で市民に情報公開するとともに、市民と問題意識を共有するため、施設に関する情報等の開示に努めます。

また、評価結果等を活用し、必要に応じて計画の改訂を行います。

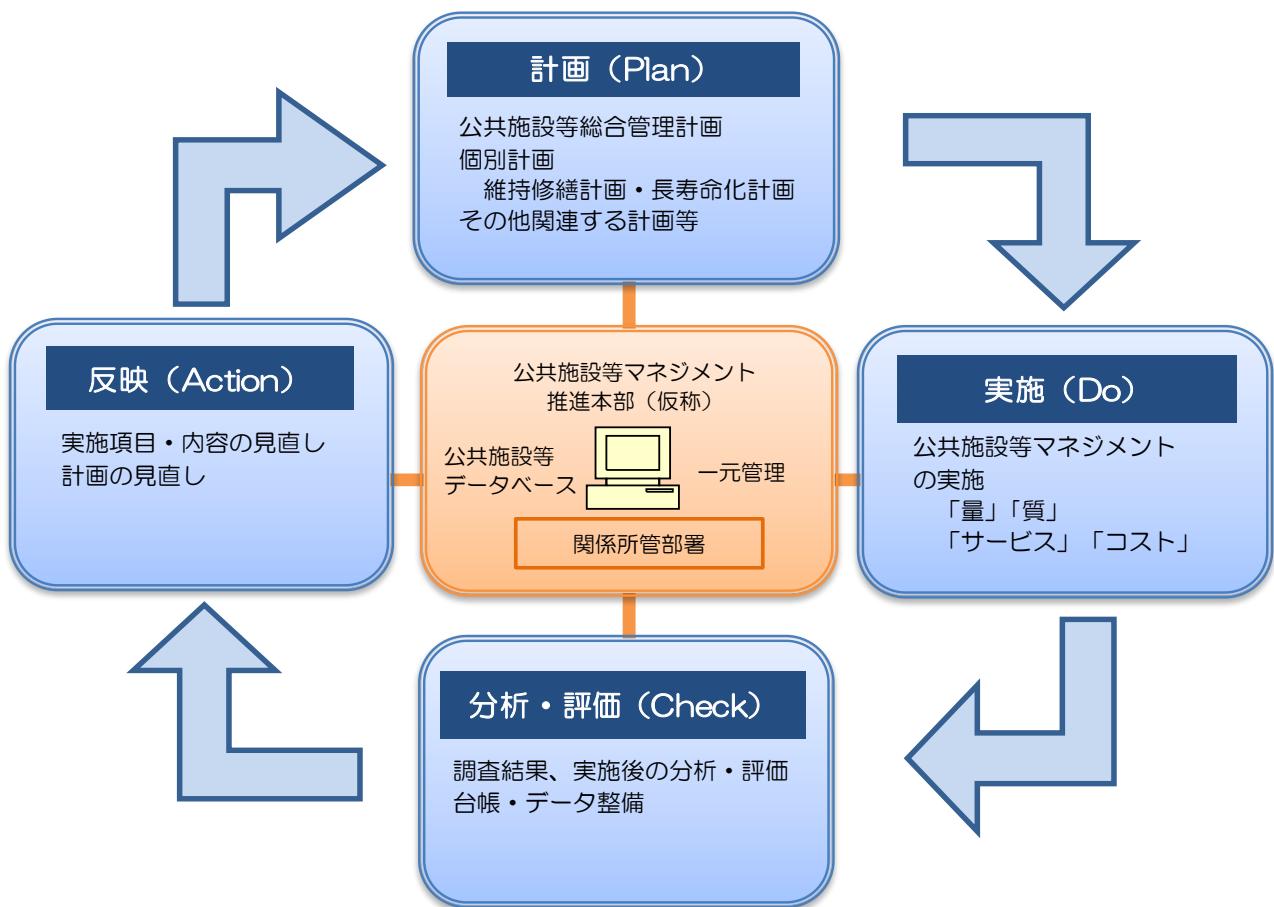


図 公共施設等総合管理計画のPDCAサイクルイメージ

5・3 計画のロードマップ

本計画は、本市の公共施設等をマネジメントするまでの基本方針です。このため、今後、施設ごとの個別計画等を定める際には、本計画に示された基本原則や実施方針に沿って策定するものとなります。計画期間は平成29年度（2017年度）から平成58年度（2046年度）までの30年間です。

今後、本計画や個別計画等に従って、公共施設等に関するマネジメントを実施していくことになりますが、この間に収集した情報や、評価、分析した結果は、データ化した台帳による一元管理を行い、これを共有化することで、さらに有効活用を図って、更なる公共施設等のマネジメントに結び付けていきます。

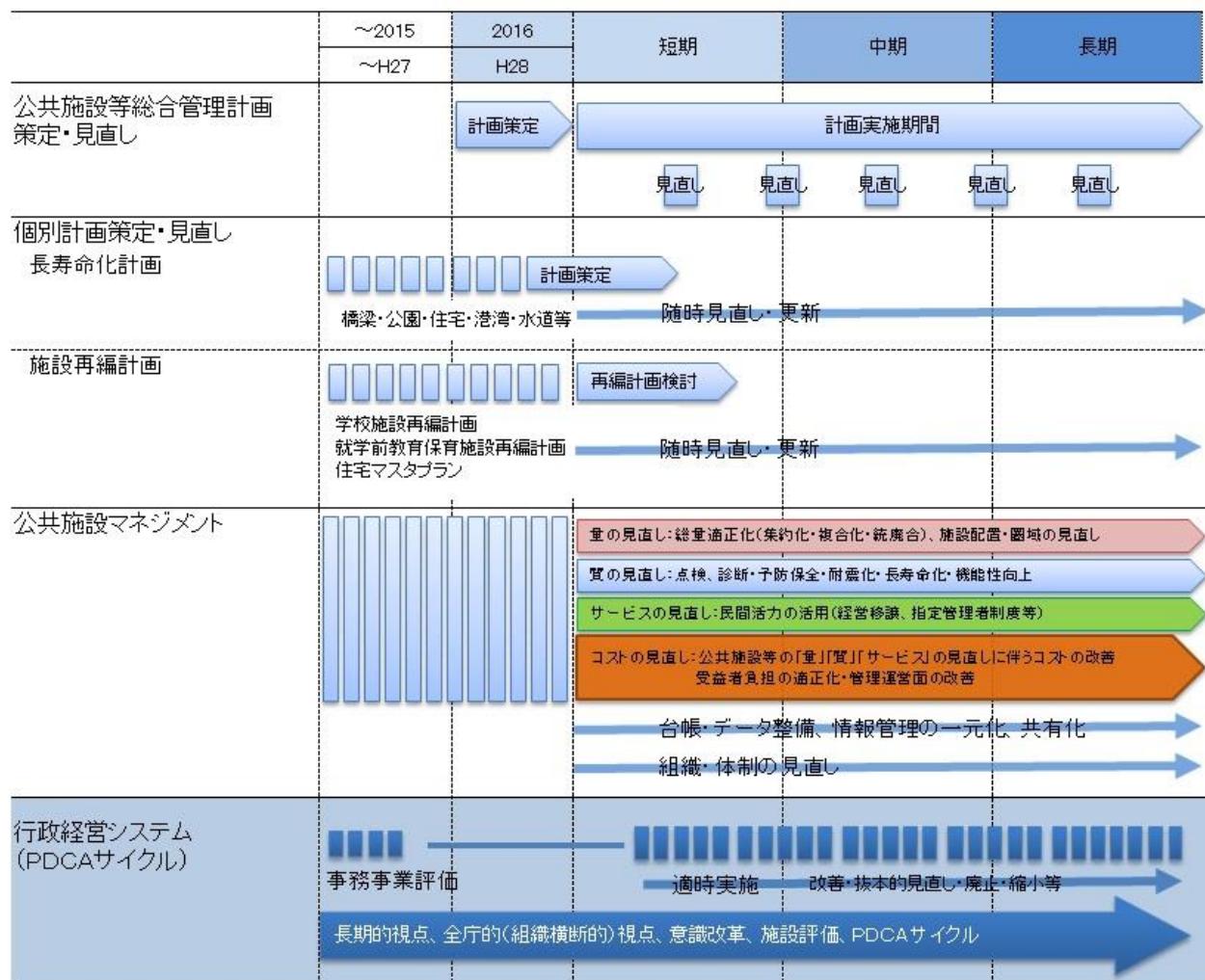


図 計画のロードマップイメージ

尾道市公共施設等総合管理計画

発行 尾道市 平成29年3月

編集 尾道市 建設部契約管財課

尾道市久保一丁目15番1号

電話 0848(38)9111 (代表)

FAX 0848(37)2740 (代表)



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。